

South China - Asia Business Report

Vol. 53
June
2016

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

- ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業…………… 3
～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- 成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント…………… 7

Regional Business

- India インドビジネス最新情報 [20]
インドにおける対外商業借入(ECB)規制に関する改正…………… 13
- Vietnam
ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項…………… 18
- Indonesia
インドネシアにおけるネガティブリストの改正…………… 23
- Hong Kong
香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センター
に対する税制優遇案の概要…………… 29
- China
企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金…………… 33
- China 中国ビジネス法律講座 第50回
「《中華人民共和国物権法》の適用における若干の問題に関する
最高人民法院の解釈(一)」についての解説…………… 37

Macro Economy

- アジア経済情報: タイ…………… 42

Briefs

Topics

ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業

～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～

今年2月に実施した、みずほ総合研究所のアジアビジネスアンケート集計結果をもとに、日系企業の動向を考察する。今般調査でも、ASEANが国際ビジネスの最注力先として注目を集めた。中でもベトナムは、TPPへの参加などから製造、販売、投資の各方面で関心が高まっている様子がうかがえた。また、中国をはじめ各地域で既存拠点の体制強化を優先するなど、日系企業はアジアへの投資に対し、やや慎重な姿勢を見せている。とはいえ、昨今の円安是正など、不安定な為替相場にかかわらず、アジア事業を進めるとした企業が多いことは、日系企業が今後もますます、アジアビジネスに傾注する証左と捉えることができよう。

成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント

ビジネスのグローバル化とともに、為替リスクの増加・複雑化に悩む企業が増えている。特に東アジアでは、為替リスクの管理強化に向けた体制構築が急務となっている。本稿では、為替の変動が企業の業績に与える影響と、為替リスクへの対応方法について、日系メーカーの香港現地法人を例に説明する。



為替リスクはバランスシートのネット外貨建て資産(負債)を見ることにより、大まかに把握できる。まずは為替リスク管理強化の第一歩として自社の為替リスクの大きさ・所在等を認識し、成熟期におけるビジネスに活かしていただきたい。

Regional Business

[India] インドビジネス最新情報 [20] インドにおける 対外商業借入(ECB)規制に関する改正

インド現地法人が親子ローンを用いた資金調達を行う場合、対外商業借入(ECB: External Commercial Borrowing)に関する規制を受けることになる。インド準備銀行は2016年1月1日、このECB規制の枠組みを改正した。新たな枠組みでは、最低平均償還期間および通貨に基づいて3つのトラックに分けて規制されるほか、年間のECB実行額により自動承認ルートか政府承認ルートかが決定される。それぞれの概要について解説する。

[Vietnam] ベトナム現地法人設立にあたっての 手続上の検討事項

ASEANへの投資意欲がますます高まる中、TPP加盟などで関心を集めているのがベトナムだ。企業がベトナムに投資する場合、特に設立前後は細々とした手続きや支払等が求められ、後々の税務調査等で指摘されることがないように、適切に把握して準備・対応する必要がある。ここでは、設立検討時の留意事項として、ライセンス取得や設立前費用を親会社が立て替え、設立後の新設法人に請求するケース、また設立直後のVAT(付加価値税)をはじめとする税務や会計上の手続きについて説明する。

[Indonesia] インドネシアにおけるネガティブリストの改正

インドネシアの外資出資規制、ネガティブリストが改正された。14年の前回改正により、出資比率上限が引き下げられていた卸売をはじめ、物流、運輸、インフラなど各分野で規制緩和が図られており、海外からの投資誘致を進めようとする政府の意欲が感じられる。景気対策として15年後半から相次いで発表されている経済対策パッケージによる許認可手続きの合理化などとあわせ、今般改正の背景を分析するとともに、日系企業のインドネシア進出に与える影響について考察する。

[Hong Kong] 香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要

アジア地域における統括拠点設置を検討する企業が増える中、香港でこのほど、財務統括拠点(コーポレート・トレジャリー・センター=CTC)を置く多国籍企業に適用する優遇税制の導入が決まった。当該優遇税制では2016年度より、香港外の関係会社への支払利息について損金算入を認めるほか、CTCの金融財務活動から生じる所得について8.25%の優遇税率が適用されることになり、多国籍企業グループによる統括機能の香港集約の動きが加速すると期待されている。

[China] 企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金

中国に拠点を置く企業がアジアへの生産拠点移管などを理由に撤退する場合、問題となるのが従業員の取り扱いだ。経営ライセンスの期限を残して撤退する企業は、繰り上げ解散を行うとともに、従業員との労働契約を終了させることになる。こうした場合に従業員に支払う経済補償金については、「労働契約法」97条に定められているが、各地域の裁判所によって解釈が異なるのが実情である。企業は法的リスクおよび雇用コストを低減させるため、現行の有効な法令を遵守するとともに、所在地の裁判所の判断基準も参

考にする必要があるだろう。

[China] 中国ビジネス法律講座 [49]「中華人民共和国物権法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」についての解説

中国最高人民法院は3月1日から、「中華人民共和国物権法」の適用における若干問題に関する解釈(一)」を施行した。当該解釈は、物件法の適用において実際に発生した多数の問題を踏まえ、不動産物権の帰属が事実上依拠する原則に従うことを明確にしたものである。これにより、不動産登記簿に登記された権利者と実際の権利者とが不一致であるケースや、不動産預告登記権利者の保護、持分共有者の優先購買権、物件の善意取得制度の適用などについて一定の解決が図られることとなった。ここでは、当該解釈のポイントを紹介する。

Macro Economy

アジア経済情報: タイ ~2016年の景気は減速、17年は小幅加速~

タイ経済は16年入り、原油安を背景とするエネルギー価格の下落などを受け、民間消費指数、消費者物価指数、輸出数量指数がそれぞれ落ち込み、民間投資指数は横ばいと、経済指標は弱い動きが続いている。通年でも、米国と中国の景気減速を浮けた輸出低迷と、これに伴う設備投資の不振などで成長率は+2.5%にとどまると予測される。17年は、米国経済が回復する見通しであることから、輸出を中心に景気は持ち直し、同+2.7%と予想する。

なお、同国では7月31日に新憲法草案の賛否を問う国民投票が実施される。可決されれば8月に新憲法が施行、17年7月に総選挙が実施される予定だが、新憲法草案には軍の影響力が強く残り、政党の力が抑制されるとの批判が多いため、国民投票で草案が可決されるかは不透明で、否決された場合は、民政移管の総選挙が予定よりも遅れることが懸念される。



ベトナムへの関心を高める 日本の製造業企業

～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～

酒向 浩二 みずほ総合研究所アジア調査部

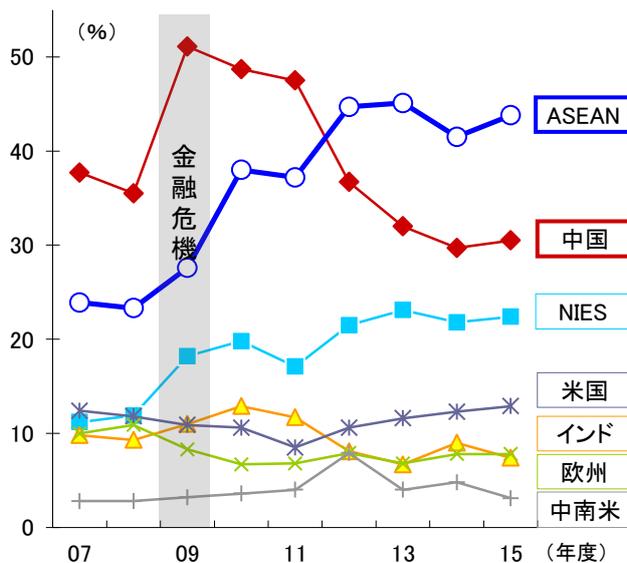
みずほ総合研究所では 1999 年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は、2015 年度調査（16 年2月実施、みずほ総合研究所の会員企業のうち資本金 1,000 万円以上の日本国内製造業 4,454 社に調査票を発送、1,100 社から有効回答）を前回の 14 年度調査と比較してまとめたものである。今回も日本企業の国際ビジネスの最注力先として ASEAN が4年連続で首位を堅持した。なかでも、TPP に参加するベトナムへの関心が製造・販売・投資の各方面で高まったことが大きな特徴である。

ASEAN が首位を堅持、ベトナムへの関心がけん引

「国際ビジネスを展開する上で、今後最も力を入れていく予定の地域」として、12 年度調査以降、首位となっている ASEAN が 15 年度調査でも首位の座を堅持する結果となった（図表1）。前回調査では

ASEAN の回答率は同地域の景気減速を受けて 3.6%ポイント低下したが、今回調査では回答率が 2.3%ポイント上昇と持ち直した。15 年も ASEAN の景気は弱含んだにもかかわらず、回答率はなぜ持ち直したのだろうか。

図表1 今後最も力を入れていく予定の地域（複数回答）



（資料）みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」。以下、同。

最も力を入れていく予定の地域の ASEAN の国内別内訳をみると、ベトナムの回答率がタイの 57.5%に次ぐ 53.5%と、前回から 4.9%ポイント上昇し、ASEAN の回答率上昇をけん引する形となっている点が注目される（次頁図表2）。

ベトナムは、16 年2月に署名された環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しており、低労賃を活かした TPP 参加国向けの輸出拠点化や TPP ルールに基づく人口約 9,000 万人の国内市場の対外開放が進むとの期待が反映されたものと考えられる。

アンケートでは、TPP 参加 12 カ国中の当面の投資・輸出・輸入拡大先を質問しているが、ベトナムは投資先としては1位、輸出先としては米国に次いで2位、輸入先としては1位となり、TPP 参加国のなかで日本企業の期待が突出している様子がうかがえた。さらに、中国進出企業の移転の実施・検討先としてもベトナムは1位かつ回答率は前回の 28.2%から 32.3%に(図表3)、ASEANにおける市場開拓強化先としての回答率も前回の 25.0%から 30.0%に上昇するなど、同国に対する関心の高まりを随所で確認することができる。

拠点収益は ASEAN で上昇

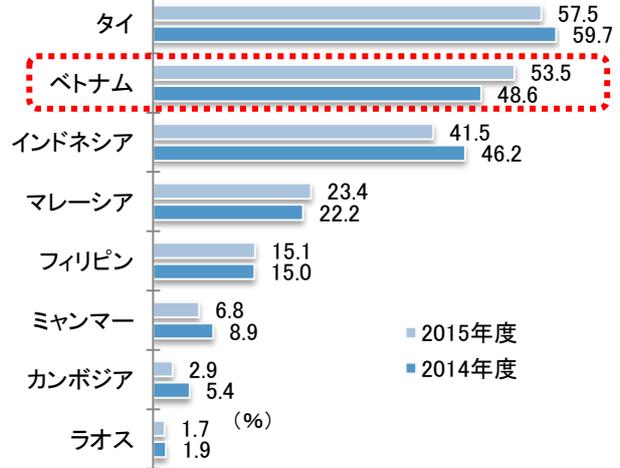
さて、アジア¹にビジネス拠点を設けている企業の現在の収益状況について満足度 DI²を算出して前回調査と比較したところ、ASEAN は 6.3%ポイント上昇となった(図表4)。ASEAN でも多くの国で景気が減速しているが、ASEAN のなかで日本企業の集積度が高いタイにおいて、軍政の対策により同国の景気が底打ちしたことが反映

されたものと考えられる。また、インドについても DI が 16.8%ポイント上昇した。15 年度の実質 GDP 成長率が7%台を維持するなど比較的経済が安定したことで、収益満足度が改善に転じたとみられる。

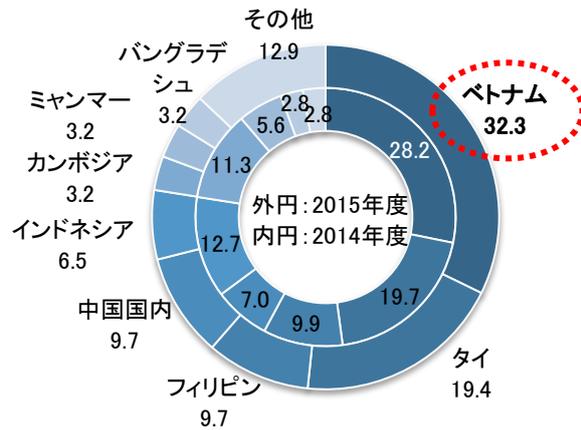
¹ 主な質問は、中国、NIES(韓国、台湾、香港、シンガポール)、ASEAN5(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)、インドの 11 カ国・地域を対象とし、一部の質問はカンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュも対象とした。

² 収益満足度 DI = (「満足」+「やや満足」) - (「やや不満」+「不満」)

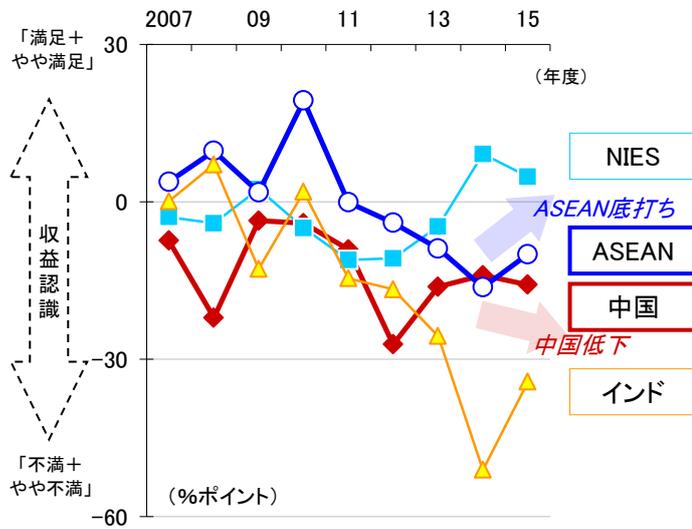
図表2 今後最も力を入れていく予定の地域の ASEAN の国別内訳(複数回答)



図表3 中国進出企業の移転の実施・検討先(複数回答)



図表4 拠点別にみた収益満足度 DI の推移



一方で中国の DI は 1.8%ポイント低下、NIEs は 4.3%ポイント低下となった。この背景には中国経済の減速、NIEs は中国向けを中心とする輸出不振に起因する景気減速があると考えられる。

中国の DI は 13 年度以降は回復傾向となっていたが、今回は景気減速の影響が強まって、回復傾向に歯止めがかかった。業種別では 10 業種中 7 業種の DI がマイナスとなり、特に「鉄鋼」「輸送機械」が新たにマイナスに転じていることから、人件費高騰や経済成長鈍化に加え、生産能力過剰問題が収益を下押ししたと考えられる。中国政府は、16 年の実質 GDP 成長率目標を 15 年の 7.0%前後から 6.5~7.0%に引き下げており、今後も日系企業の収益の下ぶれが懸念され、対中投資の重しとなる可能性がある。

為替レートにかかわらずアジアビジネスへの取り組みを強化

また、今回の調査では、何らかのアジアビジネスを行っている企業に対して、「(相対的な)円安の

アジアビジネスへの影響」についても質問した。アンケートは対ドルで 110 円台まで円安が修正された時点での実施となった。その結果は、「輸入製品価格の上昇が収益を圧迫している」との回答率が最多となるも前回から 15.1%ポイント低下し、円安是正によって収益性が一定程度、改善している様子が見えがえた(図表5)。

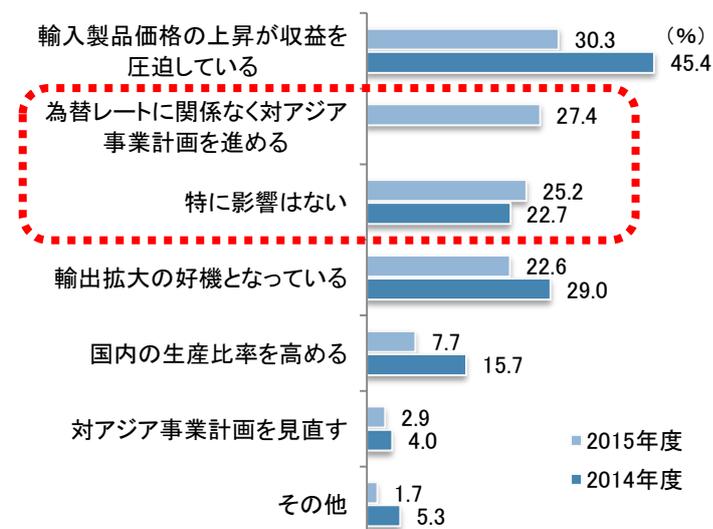
一方で、「為替レートに関係なく対アジア事業計画を進める」が 27.4%、「特に影響はない」が 25.2%で続いており、この両回答を合算すると 52.6%で、実質的には最多回答ととらえることができる。日本とアジアの間のサプライチェーンが深化したことで為替レート変動の影響が抑えられ、為替レートにかかわらずアジアビジネスを進める日本企業は比較的多いといえるだろう。ただし、アンケート終了後に一段と円高が進んでいることから、アジアへの輸出を抑制し、国内からアジアへの生産切り替えを検討する企業がさらに出てくる可能性もあろう。

16 年度のアジアビジネスをみるうえでの注目点

最後に、今回のアンケート結果を踏まえた 16 年度の日本企業のアジアビジネスの方向性について考えてみたい。

まず第 1 に、ベトナムシフトの傾向が強まると見込まれる点である。アンケートでベトナムは低い労働コストを強みとする TPP 域内向け輸出拠点としての優位性や、豊富な人口を擁する国内市場の有望性といった観点から、他の TPP 参加国と比較しても高い関心を集めている様子が見えがえた。今後、アジア全体としては新規拠点設置抑制の動きが

図表5 (相対的な)円安のアジアビジネスへの影響(複数回答)



(注)2015 年度から「為替レートに関係なく対アジア事業計画を進める」の回答を設けた。

広がると見込まれるなかで、ベトナムについては新規投資や他の国・地域からの拠点移転といった動きが増えることになりそうだ。

第2に、日本企業は中国を筆頭にアジア投資に対して慎重姿勢を維持すると見込まれる点である。中国ではかねて、経済の減速や人件費の上昇に伴う生産コストの上昇などをを受けて現地拠点設置抑制の動きが出ていたが、今回調査では、過剰生産能力問題に伴う競争激化による収益悪化といった影響がみられるなど、新たな課題に直面している。みずほ総合研究所では、16年も多くのアジア諸国で経済の減速が続くと予想しており、16年度の売上は当初の期待よりも下ぶれし、収益満足度も厳しい状況が続く恐れがある。こうした環境の下では、アジア全体で新規拠点設置を抑制する動きが出てくる可能性が高い。当面は、収益改善のために「ライン合理化」や「調達先・販売先の見直しによる現地体制の増強」を優先する状況が続くそう。

第3に、円安の是正と広域 FTA の進展が今後のアジアビジネスに影響を与えうる点である。15年度末以降、市場では円安・ドル高の修正が進んでおり、本アンケート調査実施後も円高が進展している。今回調査で円安の是正に伴い日本からの輸出志向や国内生産回帰の姿勢が弱まっていることがうかがえたことから、さらに円高が続くことになれば、日本とアジア拠点の間の生産分業体制再構築を検討する企業が出てくる可能性もあろう。その際、TPPなどの広域 FTA の動きも見据えながら、アジア拠点をグローバル輸出拠点に据えたり、アジア域内向け製品の研究開発拠点として活用する動きも出てこよう。部品・原材料の現地調達率の向上とともに、人材のさらなる現地化を進める必要性も高まる

とみられ、円高と広域 FTA の進展がアジアのサプライチェーン高度化を促す可能性もあり、その動向に注目すべきであろう。

※本稿は酒向浩二「ベトナムへの関心を高める日本の製造業～2016年2月アジアビジネスアンケート調査結果～」(みずほ総合研究所『みずほレポート』2016年5月12日)の抜粋、転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report16-0512.pdf>



成熟フェーズにおける 為替リスクマネジメント

新倉 裕樹、濱田 絢子

みずほ銀行 グローバルトランザクション営業部

ビジネスのグローバル化とともに、企業が抱える為替リスクはますます増加し、さらに複雑化している。特に東アジアにおいては、多くの進出企業が成長が最優先されたフェーズから、管理面の強化を求められる成熟フェーズへと移行しつつあり、為替リスク管理体制の構築に頭を悩ませている。今回は、為替の変動が企業の業績に与える影響、および、為替リスクへの対応方法について、日系メーカーの香港現地法人 A 社を例に説明していきたい。

高まる為替リスク管理の重要性

グローバルに展開する企業の為替リスク管理に対する重要性が高まってきている。輸出入を含めた自国以外での企業活動の範囲や量の拡大とともにマネジメントすべき通貨数(図表1)や取引規模が拡大していること、さらに東アジアにおける事業展開については、事業拡大が優先される投

資・成長フェーズから、為替リスクを含めた管理強化を要求される成熟フェーズへ移行してきたことなどがその理由だ。さらに、日々存在感を増す人民元についても、2013年までは人民元高(次頁図表2)が進んでいたが、14年以降は人民元高・人民元安双方向への動きに変わり、為替レートの乱高下にあわせた対策が必要となってきている。

【図表1】各国・地域の通貨別クロスボーダー決済額ランキング(2015年)

	香港 通貨数:71	中国 通貨数:38	台湾 通貨数:34	日本 通貨数:50
1	米ドル	米ドル	米ドル	日本円
2	香港ドル	人民元	人民元	米ドル
3	人民元	ユーロ	日本円	ユーロ
4	ユーロ	香港ドル	ユーロ	オーストラリアドル
5	日本円	日本円	香港ドル	英ポンド
6	英ポンド	オーストラリアドル	台湾ドル	人民元
7	オーストラリアドル	カナダドル	オーストラリアドル	香港ドル
8	シンガポールドル	英ポンド	英ポンド	タイバーツ
9	カナダドル	シンガポールドル	シンガポールドル	カナダドル
10	スイスフラン	スイスフラン	カナダドル	シンガポールドル

(注)通貨数は、2015年にクロスボーダー決済に使われた通貨の数。送金取引と為替取引を組み合わせ、実質的に現地通貨建てで送金を行う、いわゆる「ドローバック送金」も含まれる。
(資料)「Swift Watch」からみずほ作成

次項からは、そのような環境において、為替リスク管理強化の必要性に迫られている日系メーカー A 社を例に、為替変動が企業の業績に与える影響およびその対策について考察していきたい。

実際の為替変動の影響度

A社の状況は以下の通りである(図表3)。

- A社は、日系メーカーの香港販売現地法人。日本本社や海外サプライヤーから部材を輸入し中国にあるグループ製造現法に供給、同現法から完成品を輸入。日本の親会社、海外のグループ販売現法、およびグループ外の代理店向けに販売しているが、近年は日本の親会社、上海の販売現法、欧州の代理店向けの販売が多い。
- 本来は、中国工場の加工貿易管理拠点、および海外販売拠点との位置づけであるが、近年、親会社から東アジアの統括拠点として、東アジアにおける各現法の為替管理等も行うように言われている。現状、為替ヘッジは行っていない。

【図表2】2005年以降の人民元為替相場



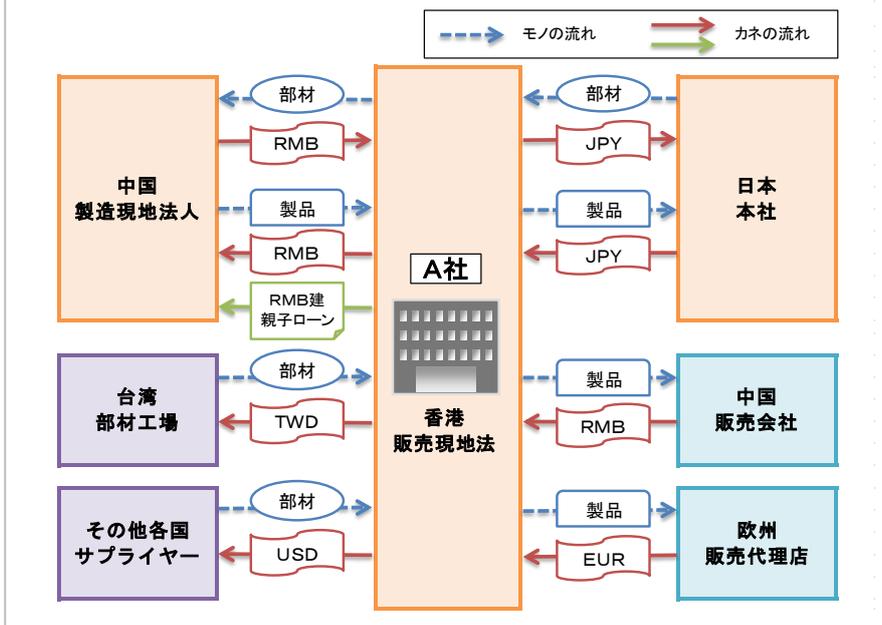
(資料)ロイター

為替リスクのエクスポージャー

企業の抱える為替リスクは、バランスシート上や、バランスシート上には未だ現れていない業務フロー上等、各所に複雑に存在しているが、簡易的には、バランスシート上で外貨建て資産と外貨建て負債の差額を求めることによってその量を認識できる。

A社は、従来から外貨建て資産が外貨建て負債よりも多かったが、近年その差額がさらに増加している。

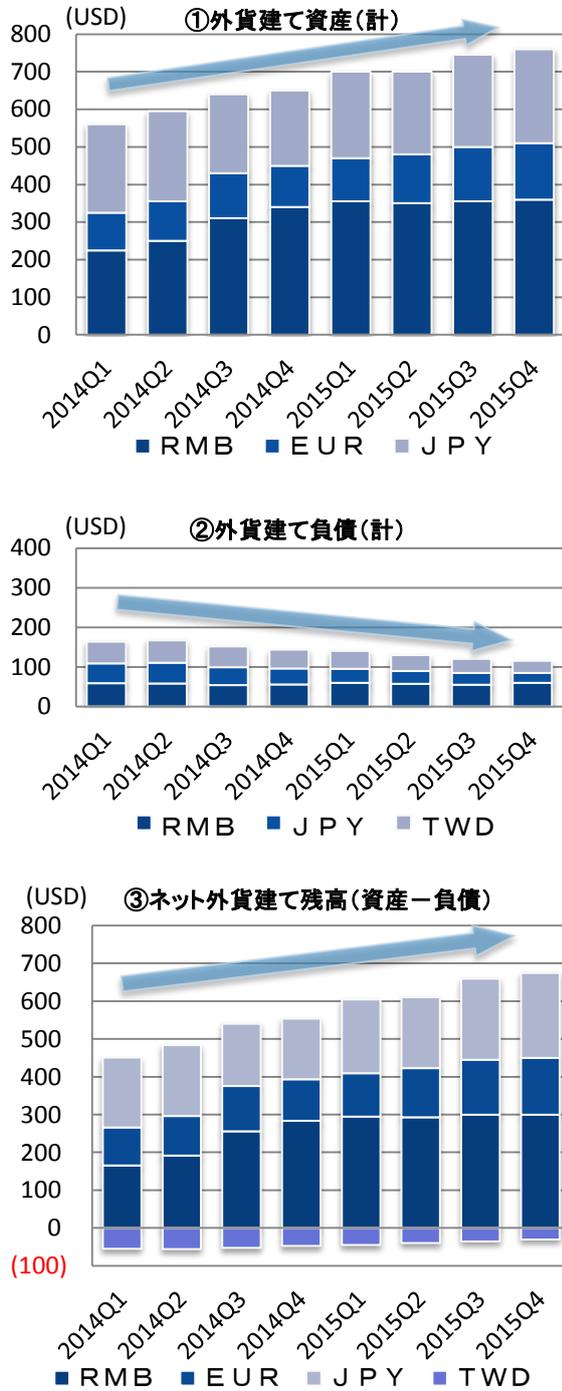
【図表3】A社の商流イメージ



人民元建ての中国国内向け販売や EUR 建ての欧州代理店向け販売が好調であること、中国工場のファイナンスを支援するため人民元建て親子ローンを行っていること等により外貨建て資産が増加している。一方で、中国工場の現地調達比率が上昇し日本本社や台湾グループ工場からの部材輸入が減少したこと等

により、外貨建て負債が減少していること等がその原因だ(図表4①~③)。

【図表4】



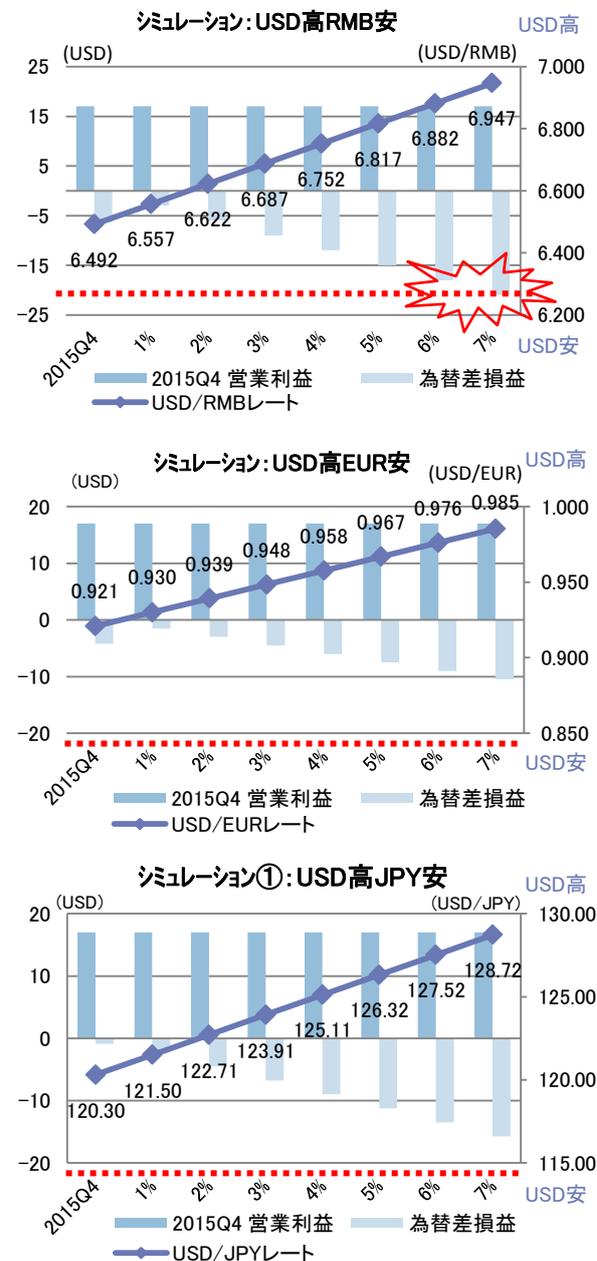
*通常、自国通貨以外を外貨建て資産・負債とするが、HKD(自国通貨)とUSDはペッグしており変動が限定的であるため、ここでは便宜的にHKDとUSD以外を外貨建て資産・負債としている。

為替リスクと利益の関係性

次に、増加するネット外貨建て資産がA社の業績に与える影響を見てみよう。図表5は、A社の四半期営業利益とA社のネット外貨建て資産から試算した発生しうる為替差損益を比較したものである。

これを見ると、人民元は約6%程度の為替変動

【図表5】四半期営業利益と発生しうる為替差損(通貨別)



で四半期の営業利益と同水準の為替差損益が発生する可能性があり、EUR に関しては約 11%、JPY に関しては約8%の変動で同様の為替差損益が発生する可能性がある。

過去5年間の為替変動(図表6)を見てみると、EUR に関しては年間 11%以上変動した年が4回、JPY に関しては毎年年間8%以上の変動があり、人民元に関しては年間6%以上の変動があった年は過去5年間ないが5%程度変動した年が2回ある。あくまでも簡易的なシミュレーションではあるが、発生しうる為替差損益と利益の額を比較すると為替変動が業績に与えるインパクトの大きさを認識いただけるであろう。

ヘッジのイメージ

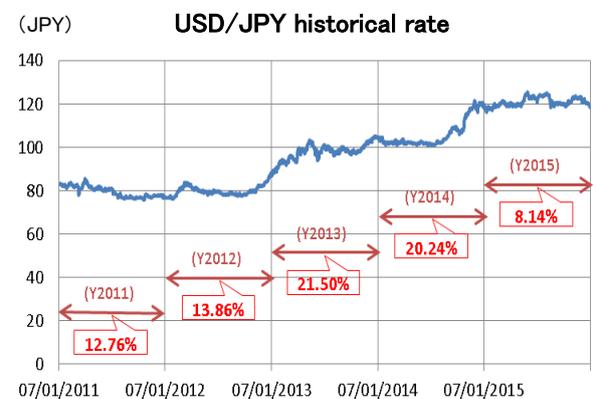
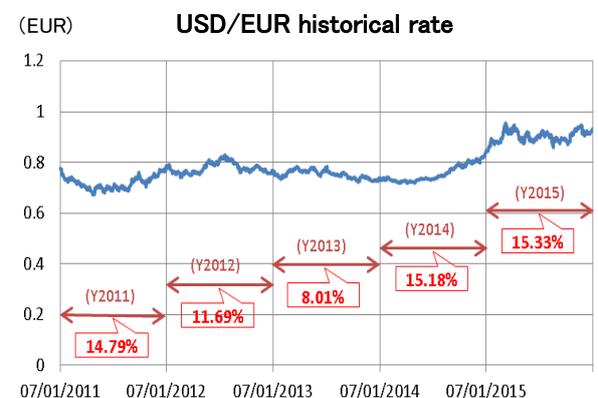
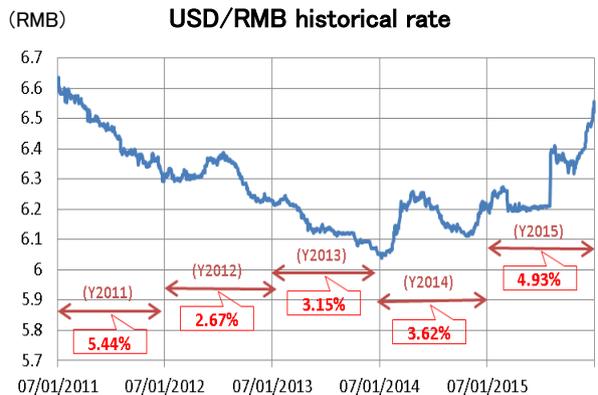
では、どうすれば為替リスクの影響を減らすことができるだろうか。基本的な概念は、図表7のように外貨建て資産を減らし、外貨建て負債を増やすことによりネット外貨建て資産(外貨建て資産－外貨建て負債)のギャップを減らすことである。

一般に、外貨建て資産を減らすには、①外貨預金を減らす、②外貨建て売掛債権を減らす、③為替予約等により実質的に外貨建てエクスポージャーを減らすことなどがあげられる。一方で、外貨建て負債を増やすには、①外貨建て負債(銀行借入等)を増やす、②外貨建て買掛債務を増やす、③為替予約等により実質的に外貨建てエクスポージャーを増やすことなどがあげられる。

それでは具体的にA社のケースに当てはめて通貨ごとに外貨建て資産のギャップを減らすための方法を考

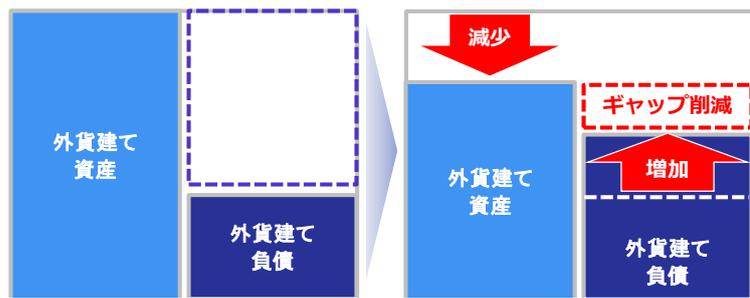
【図表6】過去5年間の為替推移

(吹き出しの数値は年間の最高値・最低値)



(資料)ブルームバーグ

【図表7】ヘッジの基本的概念(外貨建て資産超の場合)



えてみよう。

<ユーロ>

EUR 建て資産は、主に欧州の代理店(グループ以外)向けの売掛金だ。売掛金のヘッジ方法としては、主に下記のようなことが考えられる。

- (a) 契約通貨を USD に変更する
- (b) 回収サイトを短期化する
- (c) 為替予約等により実質的に外貨エクスポージャーを減少させる
- (d) 運転資金借入を USD 建てから EUR 建てに変更する
- (e) IDF (Invoice Discount Finance) 等により早期資金化・USD 転を行う

(a)、(b) については、グループ外のバイヤーとの契約条件の変更交渉が必要となる。現状、バイヤー所在地の現地通貨建てでの契約であるため、通貨変更はバイヤー側に新たな為替リスクを負担させることになる。また、回収サイトの短期化は、バイヤー側のファイナンス・コストの増加につながるため、一般的に難しいケースが多い。さらには、為替リスク移転やバイヤー側での新たなファイナンス等に関連するコストを契約価格の変更という形で A 社が負担することになる可能性もある。(c) については、最も一般的なヘッジ方法であり、また、現在のマーケット環境では EUR 建て売掛金を為替予約でヘッジする場合、スポットレートよりも有利なレートでヘッジできる場合もあるが、社内規定等で為替予約が禁止されているケース等もあり注意が必要だ。(d)についても、現在のマーケ

ット環境では、一般的に USD よりも EUR の金利の方が低いため非常に有利なヘッジ手段になりうる。(e)については、為替予約が社内規定で禁止されている場合等に代替的なヘッジ手段になりうるし、(d)同様に EUR の低金利メリットを享受でき、さらにバイヤーの信用力が A 社よりも高い場合にはさらに有利な調達手段(ヘッジ手段)になる。

<日本円>

JPY 建て資産は、主に親会社向けの売掛金である。EUR と同様に売掛金のヘッジであり、下記の通り、EUR 建て債権のヘッジ方法と項目は同じである。

- (a) 契約通貨を USD に変更する
- (b) 回収サイトを短期化する
- (c) 為替予約等により実質的に外貨エクスポージャーを減少させる
- (d) 運転資金借入を USD 建てから JPY 建てに変更する
- (e) IDF (Invoice Discount Finance) 等により早期資金化・USD 転を行う

ただし、JPY については、販売先が親会社であるため、EUR の場合よりも契約条件の変更交渉がしやすく、また、親会社を含めてグループ全体の為替リスク管理方針や調達方針を検討することから、(a)、(b)の実現可能性は比較的高い。(c)、(d)、(e)については、EUR の場合と同様に、現在のマーケット環境を勘案すると非常に有利なヘッジ手段になりうる。

＜人民元＞

人民元建て資産は、主に中国グループ工場向け貸付金(親子ローン)、および、上海のグループ販売会社向けの売掛金である。貸付金のヘッジ方法としては、主に下記のようなことが考えられる。

- (a) 契約通貨を USD に変更する
- (b) 為替予約等により実質的に外貨エクスポージャーを減少させる
- (c) 資金調達を USD 建てから人民元建てに変更する

(a)については、既に人民元建て親子ローンを行っており、中国グループ工場に為替リスクを移転することになるため、グループ全体としての為替管理の在り方を含めて検討が必要だ¹。(b)、(c)に関しては、現状のマーケット環境を勘案すると、JPY・EUR のケースとは反対にヘッジコストが高くなるケースが多い。また、大陸内で人民元をエクステンジする際のレート(CNY:オンショア人民元)と香港で人民元をエクステンジする際のレート(CNH:オフショア人民元)が異なること、資金調達コストも大陸内・外で異なることから、グループ全体でどこが主体となってエクステンジ(為替予約等を含む)・資金調達を行うのが最適であるかについても検討することが重要だ。

売掛金のヘッジについては、EUR、JPY のケースとほぼ同様なので詳細な説明は省略するが、A社が東アジア統括拠点として各現法の為替管理を行う役割もあること、上記親子ローンヘッジと同

様にヘッジコストが割高になるケースが多いこと等にも留意が必要だ。

まとめ

A 社のように、東アジアで活動する企業の多くが、為替リスク管理を強化する必要性に迫られている。一方で、企業がマネジメントすべき為替リスクの範囲・規模も拡大している。為替リスクは、バランスシート上だけでなく、キャッシュフローや業務フロー上の各所に複雑に存在しているが、上述の通り、簡易的にはバランスシートのネット外貨建て資産(負債)を見ることにより把握できる。

自らがどの程度の為替リスクを抱えているのかを把握することが、為替リスク管理強化の第一歩である。まずは、自社の為替リスクの大きさ・所在等を認識し、新たなフェーズにおけるビジネスに活かしていただきたい。

¹ 検討に当たっては、中国の外貨管理規制にも注意されたい。詳細は、みずほ中国ビジネス・エクスプレス第420号ご参照。



【India】インドビジネス最新情報 第20回 インドにおける対外商業借入 (ECB)規制に関する改正

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

製造業など多額の投資を必要とする企業において、資金調達は重要な経営判断の1つである。資本金として資金調達を行う場合、親会社は通常、配当金の受け取りにより投下資本の回収を行うことになるが、受取配当金には法人所得税の課税に加え、インドでは配当分配税が課されることになる。一方で親子ローンなど、借入による資金調達の場合、親会社は元本および利息の受け取りをもって投下資本の回収を行うが、この場合は受取利息に対してのみ源泉徴収税が課税される。また、インドの場合には銀行借入の金利が高いことから、親子ローンを用いた資金調達が多く用いられ、この場合、対外商業借入(ESB: External Commercial Borrowing)に関する規制を受けることになる。2016年1月1日にインド準備銀行は MASTER DIRECTIONS を公表し、ESB 規制の枠組みの改正を行った。本稿では当該 MASTER DIRECTIONS での ESB 規制の新たな枠組みについて解説する。

1. ESB の枠組み

従前の ESB 規制においては、自動承認ルートと政府承認ルートの2つに分類して規制が行われていたが、新しい枠組みでは最低平均償還期間に基づき次の3種類に分けて規制が行われる。なお、新しい枠組みにおいても自動承認ルートと政府承認

ルートは存在するが、政府承認ルートは限定的なケースのみとされている。

Track I	最低平均償還期間が3年/5年の外貨建て ESB
Track II	最低平均償還期間が 10 年の外貨建て ESB
Track III	最低平均償還期間が3年/5年のインドルピー建て ESB

2. 最低平均償還期間が3年/5年の外貨建て ESB (Track I)

Track I においては最低平均償還期間が3年の外貨建て ESB と5年の外貨建て ESB が定義されており、ESB の実行金額が 5,000 万米ドルまでの場合には前者となり、同 5,000 万米ドル以上の場合には後者の最低平均償還期間が適用される。なお、Track II においては米ドル建てであることは要求されず、米ドル以外の外貨であっても本 Track での ESB の実行が可能である。

借入資格者

本 Track の借入資格者は次のとおりであり、従前の ESB 規制と同様に製造業者やソフトウェア開発会社を中心に ESB による借り入れが許可されている。

- i. 製造業者、ソフトウェア開発セクター
- ii. 船舶または航空会社
- iii. 小規模産業開発銀行¹
- iv. 特別経済区域(SEZ)に所在する会社
- v. 輸出入銀行²(政府承認ルートのみ)
- vi. インフラセクターに該当する会社など

貸付機関

貸付機関についても従前からの大きな変更はない。外国の株式保持者には親会社等も含まれ、直接的に 25%以上の株式を保持する者、間接的に 51%以上の株式を保持する者、同じ海外親会社を持つグループ会社をいう。

- i. 国際銀行
- ii. 各国の資本市場
- iii. 国際金融公社、アジア開発銀行などの多国籍の金融機関
- iv. 輸出クレジットエージェント
- v. 設備のサプライヤー
- vi. 外国の株式保持者
- vii. 外国の投資機関
- viii. インドの銀行の海外支店、海外子会社

金融費用の上限

金融費用に関してはすべて込みの費用を基準として、平均償還期間が3年から5年の場合には6カ月 LIBOR + 300 ベーシスポイント、平均償還期間が5年超の場合には6カ月 LIBOR + 450 ベーシスポイントが上限とされる。なお、6カ月 LIBOR 以外で各通貨において適切なベンチマークが存在する場合には、当該ベンチマークを利用することも可能である。

利用目的の制限

利用目的に関しても従前と大きな変更はないが、一般利用目的での ECB に関して最低平均償還期間を5年に設定することが可能となり、規制が緩和されている。

- ① 資本財のための利用
- ② 小規模産業開発銀行:法令に従った中小企業への貸付目的
- ③ 特別経済区域に所在する会社:自社利用目的
- ④ 船舶または航空会社:船舶または航空機の輸入
- ⑤ 運転資金を含む一般利用目的、なお、最低平均償還期間5年での直接保有、間接保有の株主またはグループ会社からの ECB のみ実行可能
- ⑥ 政府承認ルートでの次の利用目的
 - 政府のガイドラインに従った中古品の輸入

¹ 小規模産業開発銀行:Small Industries Development Bank of India (SIDBI)

² 輸出入銀行:Export Import Bank of India (Exim Bank)

- 輸出入銀行による借り入れ

3. 最低平均償還期間が 10 年の外貨建て ECB (Track II)

Track II においては最低平均償還期間が 10 年となるが、金額による規制はない。

借入資格者

- i. Track I の借入資格者
- ii. インフラセクター
- iii. 持ち株会社
- iv. 投資集中型企業³
- v. 不動産ファンド、インフラファンド⁴

貸付機関

- i. 国際銀行
- ii. 各国の資本市場
- iii. 多国籍の金融機関
- iv. 輸出クレジットエージェント
- v. 設備のサプライヤー
- vi. 外国の株式保持者
- vii. 外国の投資機関

³ 投資集中型企業(CICs: Core Investment Companies)とは、RBI が定義している企業区分であり、資産の大部分をグループ企業の株式等に投資している企業をいう。なお、トレーディング目的での保有や、他の金融活動を行っている企業は含まれない。

⁴ 不動産ファンドは Real Estate Investment Trusts (REITs)、インフラファンドは Infrastructure Investment Trusts (INVITs)をいい、インドの証券取引委員会 (SEBI: the Securities and Exchange Board of India) が制度フレームワークを構築する予定である。

金融費用の上限

金融費用はすべての費用を含めて6カ月 LIBOR + 500 ベーシスポイントが上限として定められている。なお、6カ月 LIBOR 以外で各通貨において適切なベンチマークが存在する場合には、当該ベンチマークを利用することも可能である。

利用目的の制限

本 Track においては幅広く利用目的が認められており、次の目的以外であれば ECB の実行が可能である。なお、持ち株会社は、インフラに関する特別目的事業体への貸し付けを目的として ECB を利用することも可能である。

- 不動産業
- 証券市場への投資
- 国内での株式投資
- 上記3項目での利用を目的とした他社への貸し付け
- 土地の購入

4. 最低平均償還期間が3年/5年のインドルピー建て ECB (Track III)

Track III においても Track I と同様で、ECB の実行金額が 5,000 万米ドル相当までの場合には最低平均償還期間が3年となり、ECB の実行金額が 5,000 万米ドル相当以上の場合には5年の最低平均償還期間が適用される。

借入資格者

- i. Track II の借入資格者

- ii. 銀行以外の金融企業⁵
 - 資本財購入を目的とした国内事業者への担保付貸し付け
- iii. マイクロファイナンスの取扱業者、非営利組織など
 - リース等による国内事業者への資本財の提供
- iv. R&D、トレーニング(教育機関を除く)、インフラサポート、ロジスティクスに関するサービス業者
- v. SEZ、国家製造投資区域(NMIZs)⁶の開発業者
 - ② SEZ、NMIZsの開発業者: SEZ、NMIZs 域内でのインフラ設備の提供
 - ③ マイクロファイナンスの取扱業者、非営利組織など: 自立支援グループへの貸し付け、マイクロクレジットなどの利用目的
 - ④ その他の借入資格者に関しては、不動産業、証券市場への投資、国内での株式投資、これらでの利用を目的とした他社への貸し付け、土地の購入以外の利用が認められる

貸付機関

- i. 国際銀行
- ii. 各国の資本市場
- iii. 多国籍の金融機関
- iv. 輸出クレジットエージェント
- v. 設備のサプライヤー
- vi. 外国の株式保持者
- vii. 外国の投資機関

金融費用の上限

市場金利と同等水準

利用目的の制限

- ① 銀行以外の金融企業の場合には次の利用目的に限られる
 - インフラセクターへの貸し付け

5. その他の留意点

ECB の実行要件は前述の Track ごとに定められているが、これらに加え次の条件に従い、自動承認ルートか政府承認ルートかが決定される。

年間の ECB 実行額

自動承認ルートでの ECB の年間実行可能額は次のとおりであり、これらの上限を超える場合には政府承認ルートにより ECB を実行することが必要である。

- インフラおよび製造業の会社: 年間 7億 5,000 万米ドル
- ソフトウェア開発セクターの会社: 年間 2億米ドル

⁵ 銀行以外の金融企業: Non-Banking Financial Companies (NBFCs)

⁶ 国家製造投資区域: National Manufacturing and Investment Zones (NMIZs)

- マイクロファイナンス関連の事業
体:年間1億米ドル
- その他の会社:年間5億米ドル

ECB 債務資本金比率

ECB が直接保有の株主から実行されている場合には、次の ECB 債務と資本の比率を順守する必要があります。なお、ECB 実行額が5億米ドル以下の場合には当該比率規制は適用されない。

- 自動承認ルート:ECB 債務が資本金の4倍を超えることはできない
- 政府承認ルート:ECB 債務が資本金の7倍を超えることはできない



SCS



CCI
CORPORATE CATALYST
INDIA PVT LTD
(in Joint Venture with SCS Global)
www.cci.in



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Vietnam】

ベトナム現地法人設立にあたっての 手続上の検討事項

谷中 靖久 KPMG ベトナム

1. はじめに

日本の景気動向が不透明で、今後人口の減少が見込まれる状況の中、日本からベトナムへ新たに進出する企業も順調に推移しており、またベトナム事業を拡張する企業もみられる。近年は製造業だけではなくサービス業や不動産事業など多様な業種への進出も見られ、引き続き日本企業のベトナム投資は続くものと思われる。ベトナムは日本と異なる文化・慣習を有する国であるため、当然に多くの異なった法規制を持っている。企業が進出するにあたり、こうした法規制の検討は重要な要素であるが、後回しになることも多い。そこで今回は企業進出時に特に留意すべき手続についてまとめる。

2. 設立検討時の留意事項

(1) ライセンス取得にあたっての留意事項

1%でもベトナム法人に外国企業が出資する場合、新たに設立される企業は投資登録証明書 (Investment Registration Certificate、以下 IRC) および企業登録証明書 (Enterprise Registration Certificate、以下 ERC) の2種類のライセンスを取得する必要がある。企業を新設する場合、IRC、ERC の順に発行され、ERC 発行日が企業の設立日となる。

投資法上、IRC は実施事業が制限分野でなく、申請資料に不備がなければ申請後 15 営業日以内、ERC は3営業日以内に発行される。しかし実際には IRC および ERC 発行の申請資料を提出して企業が設立されるまでの期間は、企業が実施する事業や資本金の大きさにより左右される。特に投資法上、外資系企業の制限分野にあたる販売事業や不動産事業などでは、親会社の事業経験や資本金の適切性など厳格な審査が行われ、審査に関係する省も増加する。こうした状況は設立所在地にあるライセンス当局の状況によっても左右されるため、事前にライセンス取得や変更に必要なおおよその期間を把握しておくことが望ましい。

こうした状況は既に存在する企業に出資する場合も同様である。既存の企業に追加出資して新たに投資者となる場合、あるいは資本譲渡を受けて資本参加する場合には、状況によっては外国人投資家としての適切性の審査(出資登録手続き)を受けた後、IRC および ERC が修正されて初めて資本参加の効力が発生することになる。ライセンス変更が認められるまでの期間が状況に左右されるのも同様で、例えば子会社株式など現金以外を資本譲渡の対価とする資本譲渡の場合、ベトナム法規制が適切に整備されていないこと、

あるいはライセンス管轄当局の理解力不足からライセンス変更に長期間を要することがある。

(2) 設立前費用を外国法人が立て替え、設立後の新設法人に請求する場合の留意事項

14年9月から施行されている外貨送金規制上、設立前費用を親会社などの外国法人が立替払いし、設立後の新設法人が外国法人に当該立替費用を外貨送金するためには、外国法人がベトナム国内に非居住者口座を設置し、そこから設立前費用の支払いを行う必要がある。こうした規定を知らずに日本国内にある親会社の口座から設立前費用を支払ってしまい、設立後に新設法人が送金できないケースが散見される。送金できないと立て替えた外国法人側で費用の損金不算入リスクが生じ、別の方法で送金する手段はないかといった検討を新たにする必要が生じるため、十分留意する必要がある。

当該規定は外貨送金規制上要求されるものであるため、ベトナム国内法人が設立前費用を立て替えた場合にはこのようなケースは生じない。厳格な外貨送金規制の適用を回避するため、協力的なベトナム法人が存在する場合、当該法人が立て替えることも考慮に値する。

外国法人が立て替えた場合、外貨送金のため、あるいは外国契約者税回避のため立替合意書を適切に整備する必要がある。

3. 設立直後の必要手続き

(1) 社印取得・登録

ERC発行後に企業は自ら社印を作成・取得する。多くの対外書類において法的代表者(あるい

はその権限委譲を受けた者)の署名とともに押印が求められ、社印がないと企業活動を開始することができないため、設立後にまず社印を取得することが重要となる。15年7月以前は公安が作成していたが、現在は企業の選択に委ねられ、民間業者に作成を依頼することが増えている。

社印には会社名と企業コードの記載が求められており、ERCが発行されないと企業コードは判明しないため、ERC発行前に社印を作成・取得することは不可能である。

社印取得後、使用開始前に所轄の計画投資局事業登録部に使用通知書を提出する必要がある。

(2) 銀行口座開設・通知

社印取得後、企業の送金・決済活動を開始するために銀行口座を開設する。銀行口座には資本金や借入金のやりとりを行う直接資本口座や取引用の口座がある。ライセンスに記載された資本金は設立後90日以内に払い込む必要があるため、直接資本口座を開設し、遅滞なく資本金を振り込むことになる。

口座開設後、企業は口座情報を地方税務当局に通知する必要がある。

(3) 国家企業登録情報サイトへの情報登録

ERC発行日から30日以内に、企業は国家企業登録情報サイト掲載のため、地方計画投資局の事業登録部にERCの記載情報等を登録する必要がある。

これに伴い、旧企業法上要求されていた企業設立後3日間、設立の事実について公共広告を

行うことが求められる規定は現行企業法上は削除されている。

(4) 事業登録税

設立直後に事業登録税を支払う必要がある。企業が設立された月内、あるいは企業が活動を行っていない場合にはERC発行後から30日以内に申告、納税が求められている。税額は払込資本金額に応じて4段階に分かれている(詳細は以下を参照)。金額は僅少であるが、操業開始前まで経理の体制が整う前であり、事業登録税の納税を忘れて遅れることが多い。罰金等の影響額は低い、今後の税務当局からの評価に影響するため、忘れずに手続きを行う必要がある。

レベル	資本金額	税額
レベル1	100億ドン以上 (約5,000万円以上)	300万ドン (約15,000円)
レベル2	50億ドン以上100億ドン未満 (約2,500万円以上 5,000万円未満)	200万ドン (約10,000円)
レベル3	20億ドン以上50億ドン未満 (1,000万円以上2,500万円未満)	150万ドン (約7,500円)
レベル4	20億ドン未満 (1,000万円未満)	100万ドン (約5,000円)

参考換算レート: 1 JPY = 200 VND

事業登録税は毎年支払う必要があり、2年目以降は毎年1月30日までに納税する。また、まだ決定されていないものの金額の引き上げが予定されているため留意する必要がある。

(5) 会計上の登録手続き

現地法人設立後、新会社の経理方針を定め、会計システムを整備していく過程で、新設法人の

所在する管轄税務当局に対していくつか登録手続きを行う必要がある。

a) 会計年度の登録

通常は12月期末の暦年が会計年度とされているが、12月以外にも3月、6月、9月から会計年度を選択することが出来る。また、設立初年度は15カ月決算が認められており、会計年度を3カ月長めに設定することができる。税務年度は会計年度に併せて決定されるが、税優遇の消化スケジュールや経理体制の状況等も考慮して、企業にとって最も有利な会計年度を選択することが望ましい。

b) 会計通貨の登録

ベトナム会計制度では、企業が記帳をして財務諸表を作成するための通貨を会計通貨と称し、それはベトナムドンであるとしている。一方で、法令によると(Circular 200/2015/TT-BTC、以下Circular200)、収入の受取や支出を主にベトナムドン以外の外貨建てで行う企業については、当該外貨を会計通貨としてもよいと規定している。会計事務所とも相談し、自社に適切な会計通貨を選択したうえで、税務当局に書面で通知を行う必要がある。

ただし外貨を会計通貨として選択した場合でも、あくまでベトナム政府への報告用財務諸表ならびに法人税申告書上の通貨はベトナムドンが要求されている。そのため外貨を会計通貨として採用した企業は報告通貨としてのベトナムドンで表示した財務諸表の作成および会計監査がCircular 200で求められる。そのため外貨を会計通貨として採用した場合、追加の業務手続きが必要となる。

c) 減価償却方法の登録

ベトナムにおいて認められる固定資産の減価償却方法は、定額法、定率法、生産高比例法の3つで、法人は減価償却費を計上する前に、所轄の税務当局に選択した償却方法を登録しなければならない。いったん選択した償却方法は、当該資産の使用期間中は継続して適用しなければならないと規定されている。変更する場合は、事前に税務当局への届け出が必要になる。

(6) VAT(付加価値税)に関する手続き

a) VAT方式の変更

企業は通常、売上とともに受領したVATから、仕入・購買の際に支払ったVATを控除し、残額について納税する控除方式を採用している。控除方式を採用することで、原則として支払ったVATは売上から生じたVATから控除することが可能で、費用化することはない。

しかし企業設立時においては、VATは直接方式が自動選択されている。直接方式とは、サービス提供毎の売上金額に一定のみなし税率を乗じて、納税するVATを計算する方法で、当該方法だと仕入・購入から生じたVATを控除することができず、費用化してしまう。

支払ったVATが費用化することを防止するため、当初自動選択されている直接方式を控除方式に変更する通知手続きを地方税務当局に対して行う必要がある。

b) VATインボイスの作成(業者選定)

前述の控除方式を前提とした場合、ベトナムではVATについて、インボイスに適切に記載された

金額について控除を認めることを原則とするインボイス制度を導入しているため、適切なインボイスの発行・受領は非常に重要となる。企業はVATインボイスのテンプレートを作成し、地方税務当局の承認を得た後インボイスを発行することになる。もっとも企業がインボイスの自社発行を行う場合、発行機器の審査・登録を経る必要があり、手続上の手間が非常に多いため、多くの企業はこうした許可を得たインボイス発行業者を選定してテンプレートを決定、税務当局の承認を得た後VATインボイスを購入して発行している。またその後は半期または四半期ごと(VAT申告と同様の期限)にインボイスの使用状況を報告する必要がある。

(7) チーフアカウント(経理責任者)の任命

企業は設立後2会計年度以内に、財務省公認の資格を有するチーフアカウントを任命する必要がある。企業は任命後10日以内に任命された者の情報を地方税務当局に通知する。チーフアカウントは企業の経理責任者であり、優秀なチーフアカウントが長く同一企業で働くかどうかで企業内での経理知識・経験の蓄積が左右され、その後の経理作業の円滑化や税務リスクに大きな影響を与えることになる。

チーフアカウントは外国人を任命することも可能である。ただし、1)会計あるいは監査の専門家として外国組織によって発行され、ベトナム財政省によって認識されている資格、ベトナム財政省が発行した会計業務あるいは監査資格、ベトナム財政省が認定したチーフアカウント資格のいずれかを保有し、かつ2)2年以上の会計実務、1年以上のベトナムでの会計実務経験を持っている

ることが要件として定められているので、留意が必要である。

またチーフアカウントを企業外部の人間に委託することも可能である。ただし外部委託した場合、チーフアカウントは通常、企業には常駐せず、企業の実情に詳しくないことも多い。このような場合、当局との議論など経理責任者としての責務を実際には全うできないことも多く、特に税務リスクが残ることになるため慎重な検討を要する。

チーフアカウントの任命、通知は設立後2会計年度以内のため、設立直後に要請される手続きではない。しかし経理体制の早期構築は企業にとり重要事項のため、企業設立以前あるいは直後から検討することが望ましい。

4. まとめ

企業は設立前後に以上のような手続上の検討・登録それに支払等が求められており、こうした点を適切に把握して準備・対応する必要がある。細かい手続きであったとしても、こうした手続きを忘れていた場合、数年後の税務調査で指摘されて問題となる可能性もある。創業時に適切に処理していれば問題にならなかったことでも、時間が経つことにより遅延利息や罰金が課され、深刻な問題につながることもある。このようなトラブルを防ぐために、必要な手続きを網羅的に把握し、新法人のライセンス申請手続きと並行して適時、検討することが望ましい。

企業の設立直後で特に留意すべき労務・税制上の検討課題については次回にまとめを行う。

谷中 靖久
(たになか やすひさ)

公認会計士
KPMG ベトナム



大阪市立大法学部卒。2003年10月に朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において主にソフトウェアメーカー、製造業等の会計監査(米国及び日本国会計基準)に従事。2011年7月よりKPMGハノイ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する投資、会計・税務、法務、人事等のアドバイスを提供している。



【Indonesia】

インドネシアにおける ネガティブリストの改正

子田 俊之 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

概要

インドネシア政府は2016年2月11日、経済対策パッケージ第10弾として、外国投資ネガティブリスト(以下、ネガティブリスト)を改正することを発表しました。インドネシア大統領宮殿で行われた当該発表によると、64業種での外国投資規制が緩和されるとされていました。その後、5月12日付の大統領令2016年44号において、ネガティブリストが改正されました。

新ネガティブリストの施行は5月18日となり、この日以降の外国投資は新ネガティブリストに基づいた判断がなされることとなります。これを受けて、既存のネガティブリスト(14年4月23日付大統領規定39号)は廃止となります。2月11日の概要発表より少し時間のかかる公布施行となりましたが、前回の14年改正時にも当初見込みより遅れた公布となったことから、インドネシア政府が慎重な姿勢を持って十分な議論を行ったことが伺えます。以下、改正された新ネガティブリストの内容について、解説します。

経済対策パッケージとネガティブリスト

今回のネガティブリスト改正の発表は、インドネシアの経済対策パッケージの一部として行われたものです。14年以降、インドネシアの実質

GDP成長率は14年に5.0%、15年は4.8%となり、リーマンショックの次年度である09年に記録した4.7%に近づくほどの低い成長率となっています。業種別には鉱業部門がマイナス成長、輸出入もそれぞれマイナス成長となりました。資源安や中国経済の減速の影響、コモディティー市況の悪化を受けたものと考えられ、世界経済の鈍化にともなう低成長率となったといえます。

国内では、14年10月のジョコウィ新大統領の就任後、外国人労働者の雇用に関する法令や輸入ライセンスに関する法令で、ちぐはぐな法律の施行、撤回が繰り返されたことがあり、大統領の実力が疑問視されていました。その一方で、経済鈍化打開のため、15年後半から矢継ぎ早に経済対策パッケージを発表しており、直近の16年4月28日には第12弾が公表されています。経済対策パッケージの主な内容は、次頁図表1の通りとなっており、規制緩和、許認可手続きの合理化、投資促進、戦略分野の競争力強化、物流効率改善など、内容は多岐にわたるものの、政府が経済対策のために重要視している内容が複数回にわたって表れています。

【図表1】これまでに発表された経済政策パッケージ

パッケージ	経済政策	具体策
第1弾 15/9/9	産業競争力推進 のための規制緩和	1. 134 規程の改定 2. 特定林業品、化粧品、パーム核油、砂糖、 スクラップ鉄、繊維製品の貿易手続き簡素化 3. VISA の規制緩和 4. 水資源管理
	行政効率化	土地収用の加速化
	戦略分野の競争力強化	外国人の居住不動産保有の自由化
	金融安定化	1. インフレのコントロール強化 2. ルピア流動性管理の強化 3. 外貨受給管理の強化
第2弾 15/9/30	物流効率化	保税物流センターの設置
	投資促進強化	1. 林業関連8規程削減、9 規程改定 2. 森林地域借地許可短縮 3. Tax Allowance, Tax Holiday 承認短縮化 4. 大型投資に対する3 時間での承認、認可
	戦略分野の競争力強化	船舶、鉄道、航空機 & 部品輸入に対する VAT 免除
第3弾 15/10/7	金融安定化	輸出代金預金の金利への税軽減
	産業競争力強化	1. 補助金対象ガソリン値下げ 2. 液化石油ガス(LPG) 価格引き下げ 3. 産業用ガス、電気価格引き下げ 4. 夜間電力料金割引
	中小企業育成強化	国民事業融資(KUR)の貸出金利低減
第4弾 15/10/15	行政効率化	土地認可手続き短縮
	賃金制度の改正	最低賃金算定フォーミュラ制定、大祭手当の改正
第5弾 15/10/22	中小企業育成強化	国民事業融資(KUR)の対象拡大
	企業業績改善、活性化策	固定資産再評価への税制優遇
	不動産・インフラ投資活性化	不動産投資信託(REIT)の二重課税撤廃
第6弾 15/11/5	イスラム金融活性化	イスラム金融商品認可簡素化、イスラム銀行支店認可簡素化
	投資促進強化	経済特区への税優遇
第7弾 15/12/4	行政効率化	食品・薬品輸入許認可のオンライン化
	企業業績改善策 個人消費活性化策	労働集約企業、輸出企業の個人所得税軽減
	戦略分野の競争力強化	特定業種へのタックスアローワンス設定
第8弾 15/12/21	中小企業育成強化	露天商への建築権付与
	戦略分野の競争力強化	製油所建設の迅速化
	行政効率化	航空整備会社の輸入部品関税の免除
第9弾 16/1/27	地図作製基準の統一化	
	インフラ改善	電力インフラ事業の加速化
第10弾 16/2/11	物流効率化	通関書類の電子化
	投資促進強化	ネガティブリストの改正
第11弾 16/3/29	戦略分野の競争力強化	不動産投資信託(REIT)の減税 不動産取得税およびキャピタルゲイン課税低減 医薬品、健康器具産業への輸入関税減免、タックスホリデー
	物流効率化	港湾滞留日数目標削減
	行政効率化	18 省庁のリスク管理を統一化
	中小企業育成強化	輸出型中小企業へ国民事業融資(KUR)提供
第12弾 16/4/28	行政効率化、投資促進強化	中小企業の開業手続き簡素化

各種報道、政府発表より弊社作成

これらの経済対策の効果は未だ明らかではありません。しかし、15年の後半以降、当該経済対策への期待と、経済対策の後押しを受けた中央銀行の金融政策によりインドネシアルピアは安定しており、経済も好転することが期待されます。また、政府は16年の実質GDP成長率の目標を5.5%に設定していることから、今後も政策面での経済刺激策を進めていくものと考えられます。

経済対策パッケージの第10弾はネガティブリストの改正でした。そもそもネガティブリストとは、外国資本に対して、禁止業種/規制業種を定めた一覧になります。具体的には、KBLIコード (Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia - Indonesian Standard Industrial Classification Codes)と言われる統計上の業種コード別に、外国資本比率上限が列記されたリストになっています。ネガティブリストに記載されていないKBLIコードについては、他の省庁令あるいは地方政府条例等で特別な資本規制がない限り、外国資本に100%開放されていることとなります。海外投資家がインドネシアで会社を設立する際には、設立申請の窓口となるインドネシア投資調整庁(BKPM)にて、自身が行おうとしている事業計画がネガティブリストで規制されている事業であるかどうかをまずチェックされます。ネガティブリストに従った外資比率の設定(資本計画)を行ったものでなければ、投資は許可されません。

本件の新ネガティブリストとは別になりますが、外資誘致、許認可手続きの合理化を目指した政策として、15年9月30日発表の経済対策パッケージ第2弾の中に、最短3時間での投資原則許可発行というものがあります。こちらについてはすでにBKPM長官規程 No.14, Year2015として法制化されています。総投資額1,000億ルピア(約750万米ドル)以上、従業員1,000人以上雇用予定の大型投資についてのみ適用が可能なものではありませんが、ジョコウィ大統領の外資企業誘致に対する意気込みがよく示されているものであるといえます。ジョコウィ大統領はしばしばインドネシアの煩雑な行政手続きについて簡素化、改善すべきであると述べており、直近の経済対策パッケージに関する会見でも、世界銀行の発表する「Ease of Doing Business」ランキング(ビジネスのしやすさランキング)を引き合いに出し、このランキングで40位以内に入ることを明言しています。図表2はアセアン諸国の当ランキングをまとめたものですが、16年度のインドネシアは109位となっており、タイの49位、ベトナム90位、フィリピン103位を下回る状況です。ジョコウィ大統領はアセアン諸国の中でタイをライバル視しており、40位という順位の意味としては、タイを上回る投資環境の整備を目指すものであるようですが、そのためには更なる規制緩和、ビジネス環境の改善が必須であると考えられます。

【図表2】 World Bank - Doing Business Report ranking - ASEAN countries

	シンガポール	マレーシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インドネシア	カンボジア	ラオス	ミャンマー
2015	1	18	26	78	95	114	135	148	177
2016	1	18	49	90	103	109	127	134	167

(資料)世界銀行

新ネガティブリストの内容

今回のネガティブリストの改正は経済対策パッケージの名前の下で発表したものであり、当然ながら、規制を緩和する方向での改正となっています。特にインドネシアが遅れているとみられる事業分野や、成長戦略分野として位置付けている分野に対して、積極的に外国資本を呼び込むことで、インドネシアの事業の高度化が進むことを期

待しているものと考えられます。新ネガティブリストでの外資比率変更業種を図表3の通り取りまとめました。

全体的な傾向として、規制緩和側に寄った改正となっており、特にインフラ、運輸、物流関係業種、観光関連業種、および医薬、ヘルスケア関連業種の外資への開放を進めようとしているようです。これら業種については、他の政策でも積極的に規

【図表3】外国資本の出資可能な比率と業種

旧比率	改定比率	業種
閉鎖	30%	保証会社
	49%	電子商取引(e-commerce、投資額 1000 億ルピア以下)、高圧電力装置建設、搬入検査
	67%	デパート(400~2,000 m ²)、ベストコントロール、救急車サービス
	100%	映画製作、映画上映、録音スタジオ、映画配給、電子商取引(e-commerce、投資額 1000 億ルピア超)
33%	67%	ディストリビューター(卸売)、倉庫(Warehouse)
	100%	冷凍倉庫(Cold Storage)
49%	67%	ターミナルサポートサービス、空運サポートサービス、空港サービス、貨物積み下ろし、航空貨物サービス、フォワーディング、外国航空会社販売代理店、職業教育訓練、旅行代理店、ビリヤード、ボウリング場、ゴルフ場、カラオケ、通信・モバイル、統合情報ネットワーク提供、通信コンテンツサービス、コールセンター、インターネットサービス提供、データ・コミュニケーション、マルチメディアサービス
	100%	スポーツセンター、スポーツ施設(プール、サッカー、テニス、フィットネス)、クラムラバー(再生ゴム)、保健サポート(医療機器レンタル)、バー、カフェ、映画技術サービス(撮影スタジオ、フィルム加工施設、撮影施設、映画編集施設、字幕編集施設、吹き替え施設、映画転写、複製施設)
51%	67%	私立博物館、ケータリング、会議・展示会サービス(アセアンからの投資に限り 70%)、ホテル(星なし、一つ星、二つ星)
	70%	市場調査(アセアンからの投資に限る)
	100%	レストラン
55%	67%	建設コンサルティング(100 億ルピア超のハイコスト、ハイリスク、ハイテクプロジェクト)(アセアンからの投資に限り 70%)
67%	67%	建設請負サービス(500 億ルピア以上のハイコスト、ハイリスク、ハイテクプロジェクト)、病院経営、歯科医療サービス(いずれもアセアンからの投資に限り 70%)
65%	67%	有線通信網事業、無線通信網事業、通信サービスと統合した通信網運営
67%	100%	病院経営コンサル、保健サポート(臨床検査、健康診断)
85%	100%	医薬品原材料製造
95%	100%	高速道路、通信施設試験、無害廃棄物処理、エネルギー用バイオマス・ペレット製造、先物直接取引、先物ブローカー

大統領令 2016 年 44 号より弊社作成

制緩和や優遇が行われている業種であり、インドネシア政府が戦略的に重要視する産業であると言えるかもしれません。

また、今回の改正により、建設請負業の出資比率は 67%で改正前から変更がないものの、取り扱いプロジェクトが 500 億ルピア以上であることが明確化されたため、実質的に規制が強化された業種であると言えます。

注意点としては、当該発表の場で、以前より存在する外国投資に対する最低投資額規制(土地、建物を除く総投資額が 100 億ルピア(約 75 万米ドル)以上の計画に対してのみ投資を許可する)は有効であることが再確認されていることです。外資には大型投資を期待しており、中小規模の投資については、外資には開放しないというインドネシア政府の基本姿勢は変わっていません。中小企業育成については経済対策パッケージの柱の一つになります。16 年 4 月 28 日発表の経済対策パッケージ 12 弾も中小企業に対する各種行政手続きを短縮化するものでした。このことを踏まえると、例えば今回 100%外資が認められた業種の中にレストラン業がありますが、100%外国資本が認められるのは 100 億ルピア以上の投資を行う計画を持ったレストランであり、複数店舗を経営するような比較的規模の大きい投資になるものと考えられます。逆に、単独店舗での進出を目指すカフェ、ラーメン店等については、引き続き参入の障壁は高いものと考えられます。

日系企業のインドネシア進出に与える影響

今回のネガティブリスト改正は、久しぶりの外資に対する直接的な規制緩和政策であり、日本企

業のインドネシア進出の追い風となるものであると考えられます。前回の 14 年改定ネガティブリストは外資規制を強化するものとして捉えられていました。特に大きな影響があったものが、ディストリビューターの考え方の導入と、ディストリビューターについて外資上限を 33%としたものです。ディストリビューターとは、輸入会社と製造会社、あるいは製造会社と小売業者の間に位置する会社であると考えられており、未だにその定義が明確化されていない業種ではあるのですが、販社機能がディストリビューションにあたるというのが一般的な認識になっています。つまり、前回のネガティブリスト改定により、改定前までは 100%外資で設立できていた販社事業が、マイナー出資となる、外資 33%までしか認められないとされてしまいました。前回のネガティブリスト改定を受けて、日本企業の販社形態での進出はこの 2 年の間、ほとんど行われなかったと言えると思います。今回、ディストリビューターが 67%まで開放されていることから、販社での進出を思いとどまっていた企業について、進出の再検討を促す機会になると考えられます。また、倉庫業、冷蔵倉庫についても、前回改定により 33%の上限設定がされていた業種ですが、こちらもそれぞれ 67%、100%まで開放されるようになっており、今後、投資案件の比較的多くなる分野であると考えられます。また、レストランについても、100 億ルピアを投資しなければならないとする最低投資額規制の障壁はあるものの、インドネシアの豊富な内需を考えると、投資の案件数は多いと考えられ、今後投資が活発化する業種であると考えられます。レストランについては、前回のネガティブリストでは 51%

まで、また、バー、カフェについては 49%までの外資上限となっていました。

終わりに

久しぶりの外資企業にとっての優遇政策であるネガティブリストの改正により、再び日本企業のインドネシア投資が注目されることが期待されます。また、ネガティブリスト改正を含む経済対策パッケージが実行段階に移されることで、足もとでは減速気味となっているインドネシア経済が今後、上向いてくる可能性もあります。ようやく新ネガティブリストが公表された段階ではありますが、発表当初は外国投資を管轄するインドネシア投資調整庁（BKPM）の運用も混乱が生じるものと考えられ、正確な情報のアップデートが今後とも重要であると考えます。規制緩和に対する海外投資家の期待を裏切らない形での運用が確立され、海外投資家の不確実性に対する懸念を取り除くよう、BKPM の継続したサポートを期待したいものです。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士
PT Fair Consulting INDONESIA

システムコンサルティング会社にて約 5 年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。



【Hong Kong】

香港の統括会社の最新動向と コーポレート・トレジャリー・センター に対する税制優遇案の概要

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

はじめに

多国籍企業の間で、アジア地域における販売・マーケティング機能や財務・金融機能の統括拠点をシンガポールや香港に集約する動きは依然として顕著ですが、香港はシンガポールのような地域統括本部向けの優遇税制がない等、統括拠点を設置する税務的なメリットがシンガポールと比較すると乏しいとも言われています。今回は、香港における統括会社の最新動向を概観するとともに、2015年12月に公表された、グループ企業に対して余剰資金の貸付等の金融財務活動を行うコーポレート・トレジャリー・センター(Corporate Treasury Centre: CTC)の設立を促進するための税制の概要について説明します。

香港の統括会社数の最新動向

香港特別行政区政府統計処の統計によると、11年から15年までの期間において、香港に存在する外国企業の合計数は増加傾向にあります(図表1)。これらの企業はさらに、

Regional headquarters(地域本部)、Regional offices(地域事務所)、Local offices(地方事務所)の3種類に分類されており、内訳を見ると、Regional headquartersは11年以降毎年微増、Regional officesは13年以降微減かほぼ横ばい、Local officesは11年以降毎年5~8%程度の増加傾向にあることがわかります。Regional headquartersは他地域の管理を行っている拠点、Regional officesは他地域の調整または業務を行っている拠点と定義されており、一般的な概念でいう統括会社に該当するものと考えられますので、香港にある統括拠点は微増またはほぼ横ばい状態と言えるでしょう。

日本企業だけに絞って見てみると、親会社が日本企業である香港現地法人の全体数は13年から減少傾向にあることがわかります(次頁図表2)。15年においては、Regional headquarters、

【図表1】香港にある外国企業数の推移

(単位:社)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
Regional headquarters	1,340	1,367	1,379	1,389	1,401
Regional offices	2,412	2,516	2,456	2,395	2,397
Local offices	3,196	3,367	3,614	3,801	4,106
計	6,948	7,250	7,449	7,585	7,904

出典: 香港特別行政区 政府統計局「2015年代表香港境外母公司的駐港公司按年統計調查報告」

Regional offices、Local offices のいずれもが減少しており、中国経済の景気減速に伴って、香港における事業展開のメリットも低下傾向にあると判断していることが推察されます。

【図表2】親会社が日本企業である香港現地法人数の推移 (単位:社)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
Regional headquarters	222	219	245	240	238
Regional offices	426	456	484	465	447
Local offices	502	543	660	683	673
計	1,150	1,218	1,389	1,388	1,358

出典: 香港特別行政区 政府統計局「2015 年代表香港境外母公司的駐港公司按年統計調査報告」を加工して作成

香港における受取利息と 支払利息の税務上の取り扱い

前述の通り、香港にはシンガポールのような地域統括本部向けの優遇税制がありません。シンガポールの優遇税制についても、実際に適用するには厳しい要件があり、容易に優遇税制が受けられるものではありませんが、少なくとも要件を満たした際に軽減税率が適用できるシンガポールと比較すると、香港は統括会社を誘致する魅力に欠けると言わざるを得ません。

また、香港の税法上、関係会社に対して余剰資金の貸付等を行う際に、課税措置に不整合がある点も香港法人を金融統括会社として活用することの障害となっています。すなわち、香港の税法上、一般事業会社が関係会社に対して貸付を行う場合、貸付から生じる受取利息については原則、信用を供与した場所に基づいて課税の要否が判定されるため、香港外の関係会社に対して貸付けた場合には受取利息は香港外源泉所得として課税されません。しかしながら、金融統括会社としてグループの余剰資金の運用を積極的に事業として行っている場合には、信用を供与した場所ではなく、実際に活動を行っている場所によって所得の源泉地を決定すべきであるとして、香港税務局は、グループの余剰

資金の運用にかかる受取利息について課税する傾向にあります。

一方、金融統括会社が海外関係会社から余剰資金を借入金として吸い上げた際に支払う利息については、金融統括会社および海外関係会社が金融機関ではなく、かつ、海外の関係会社が受領する利息が香港で課税されていない場合は、損金算入が認められません。

このように、香港の金融統括会社は、香港外の関係会社への貸付にかかる受取利息は課税される可能性がある一方、香港外の関係会社からの借入による支払利息は損金算入できないという不整合がある点が、香港会社を金融統括会社として積極的に利用することの障害となっています。

CTC に対する税制優遇案の概要

15 年 12 月に出された法案では、上述した課税措置上の不整合を是正するため、一定の要件を満たす場合には香港外の関係会社への支払利息の損金算入を認める提案がされています。また、香港における CTC を他国と比較して魅力あるものにするために、香港外の関係会社に対する金融財務活動から生じる所得に対して、

標準税率 16.5%の半分である 8.25%の優遇税率を適用することが提案されています。

1. 海外関係会社への支払利息に係る損金算入規定

香港において借入を行い、香港外の関係会社へ貸付を行う会社は、以下のすべての条件を満たす場合、支払利息の損金算入が可能となるとされています。

- ① 通常の方法で関係会社から資金を借り入れている場合
- ② 利息について、貸し手が基準税率（16.5%または 8.25%）よりも高い税率で海外において課税対象となっている場合
- ③ 他者への利息の移転に関して契約上または法的な義務によって制約されないという貸主の権利を利用し享受する場合

上記の要件を満たすことにより支払利息が損金算入できるようになることから、香港において金融統括会社を設置することのメリットが出てくるものと思われます。

2. CTC に対する優遇税率

8.25%の優遇税率が適用される CTC に認定された場合、金融財務活動から生じる所得に対しては、8.25%の優遇税率が適用されます。そのような CTC に認定されるための要件は以下の通りとなります。

- ① 当該年度において、CTC の中心的管理と統制が香港で行われていること
- ② 当該年度の課税所得を生み出すための活動が以下のいずれかで行われていること
 - a. 香港内で CTC 自身が行っている
 - b. CTC のアレンジによって香港内で行われている

これらの要件は、香港において金融財務活動に専門的に従事する会社の場合ですが、金融財務活動以外の活動も行っている企業の場合でも、一定の要件 (safe harbour rule) を満たしている場合には、優遇税率が適用される CTC とみなされる場合があります。

また、優遇税率が適用される課税所得は、以下の金融財務活動から生じる所得となります。

- ① 香港外の関係会社に対する資金調達事業
- ② 香港外の関係会社に対するコーポレート・トレジャリーサービス（企業財務サービス）の提供
- ③ 香港外の関係会社に対するコーポレート・トレジャリー取引の締結

まとめ

アジアビジネスの重要性が高まる中で、多国籍企業がアジア域内に地域統括会社を設置する動きは続いています。本法案により、香港へ

の地域統括会社の設置を検討する企業が増加してることが期待されます。

【編注】

企業グループにおける財務統括拠点 (Corporate Treasury Centre: CTC) に対する軽減税率の適用などを骨子とする税制改正案は 16 年 5 月 26 日、香港立法回 (= 議会) で可決され、6 月 3 日に官報公示の予定。軽減税率などの優遇措置はグループ内財務統括業務を行う企業の 2016 年度 (16 年 4 月 ~) 以降の収益に対して適用される見通し。



山口 和貴
(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。

Business 【China】



企業の繰り上げ解散による 労働契約終了時の経済補償金

陳 偉雄 広東広信君達法律事務所

はじめに

近年、中国の経済成長率が減速し、多くの産業において生産能力の過剰が顕在化するとともに、輸出入の伸びも過去数年、連続で落ち込んでいる。これら経済不振の影響により、一部の在華日系企業の売上げが落ち込み、更に人件費の急激な上昇など経営環境の悪化に伴い、中国から撤退して東南アジアなどに生産拠点を移管する企業が出てきている。本稿では、企業が撤退する際の従業員の取り扱いにかかる問題について解説したい。

中国の「会社法」(2013年修正版)180条では、企業の解散について下記のとおり規定している。

会社は下記の原因によって解散する。

- (一) 会社定款に規定された営業期限の満了または規定されたその他の解散事由が発生した場合。
- (二) 株主会(出資者会)または株主大会(出資者大会)が解散を決議する場合。
- (三) 会社の合併または分割によって解散する場合。
- (四) 法により営業許可証が取り消され、閉鎖されまたは抹消された場合。
- (五) 裁判所が本法182条の規定に基づき解散をさせる場合。

企業が撤退する場合、その他の法定事由がなければ、上記の法令により、株主会(出資者会)または株主大会(出資者大会)が解散決議を採択し、繰り上げ解散を実施することが可能である。企業はその場合、法により工商登記抹消手続きなどを進める以外に、従業員を適切に取り扱うことも大変重要である。

中国の「労働契約法」(2012修正版)44条¹によると、企業が繰り上げ解散を決定する場合、労働者との労働契約が終了となる。また、同46条²に

¹ 「労働契約法」第四十四条 下記の状況のいずれかがある場合、労働契約は終了する。

- (一) 労働契約期間が満了した場合
- (二) 労働者が法により基本養老保険待遇を受け始めている場合
- (三) 労働者が死亡したか、または人民法院により死亡宣告または失踪宣告がなされた場合
- (四) 使用者が法により破産を宣告された場合
- (五) 使用者が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、抹消された場合または使用者が事前解散を決定した場合
- (六) 法律、行政法規が規定するその他の状況がある場合

² 「労働契約法」第四十六条 下記の状況のいずれかがある場合、使用者は労働者に経済補償金を支払わなければならない。

- (一) 労働者が本法第三十八条の規定により労働契約を解除した場合
- (二) 使用者が本法第三十六条の規定により労働者に労働契約の解除を申し入れ、なおかつ労働者と労働契約の解除について協議で合意した場合
- (三) 使用者が本法第四十条の規定により労働契約を解除した場合

よると、企業は 44 条に基づいて労働契約を終了する場合、労働者に経済補償金を支払う必要がある。そこで、こうした労働契約終了時の経済補償金の計算方法について、勤務年数の計算および計算基数に分けて解説したい。

一、勤務年数の計算～2008 年1月1日より前に入社した労働者の労働契約法施行以前の勤務年数を計算すべきか？

「労働契約法」47 条³には、経済補償は労働者の企業における勤務年数に照らして計算するとし、その基準が規定されている。それでは、「労働契約法」が施行された 08 年1月1日以前から勤務している従業員に対しては、同 47 条に基づき、従業員の雇用日からの勤務年数(即ち 08 年1月1日以前の勤務年数も含む)に照らして経済補償金を計算すべきであろうか？

「労働契約法」97 条には、「本法施行の日に存続する労働契約が本法施行後に解除または終了

- (四)使用者が本法第四十一条第一項の規定により労働契約を解除した場合
- (五)使用者が労働契約で約定した条件を維持するか引き上げて労働契約を継続締結し、労働者が労働契約の更新に同意しない状況以外に、本法第四十四条第一項の規定により固定期限労働契約を終了する場合
- (六)本法第四十四条第四項、第五項の規定により労働契約を終了する場合
- (七)法律、行政法規で規定されたその他の状況

3 「労働契約法」第四十七条

経済補償は労働者の本使用者における勤務年数に照らし、満一年につき賃金一カ月分を基準として労働者に支払われる。六カ月以上一年未満の場合は一年として計算する。六カ月未満の場合は、労働者に賃金半月分の経済補償を支払う。

労働者の月賃金が使用者の所在直轄市、区を設ける市級人民政府の公布する現地の前年度従業員の月平均賃金の三倍を上回る場合には、従業員の月平均賃金の三倍の金額を経済補償基準として支払い、これに支払う経済補償の年数は最高で十二年を超えない。

本条でいう月賃金とは、労働者が労働契約を解除または終了する前十二カ月の平均賃金を指す。

し、本法第 46 条の規定に基づいて経済補償を支払わなければならない場合、経済補償の年数は、本法施行の日より計算する。本法の施行前については、当時の関係規定に基づき、使用者が労働者に経済補償を支払うべき場合は、その当時の関係規定に基づき執行する。」という過渡的な規定が定められている。

しかし、下記の通り、各地域の裁判所によって、当該 97 条に対する理解および司法実践が異なっている。

1. 08 年1月1日以前の勤務年数も計算すべき～ 広州市、上海市、東莞市

①広州市金百合有限公司 VS 陳丹氏の経済補償金紛争上告案([2008]穗中法民一終字第 5147 号)

本案において、広州市中級人民法院は「労働契約法」97 条、ならびに労働部の「労働契約違反と解除の経済補償弁法」9条の規定⁴を参照して、広州市金百合有限公司が繰り上げ解散をした際、陳丹氏の 08 年前の勤務年数を含めて経済補償金を支払うべきという一審裁判所の判決を支持した。

②上海金山区海嶺鍛件有限公司 VS 臧全竜氏の労働紛争上告案([2015] 沪一中民三(民)終字第 1326 号)

本案において、上海市第一中級人民法院は、「労働契約法により、使用者が繰り上げ解散を決定する場合、労働契約が終了となり、使用者は労働者に経済補償金を支払うべきである。本案では、

⁴ 使用者が破産に直面し、法定更生期間にあり、または経営上甚だしい困難が生じ、人員削減をしなければならないときは、使用者は被削減人員のその事業所における勤務年数に応じ、経済補償を支払う。その事業所における勤務年数満1年につき1カ月の賃金に相当する経済補償を支払う。

海嶠公司は工場の立ち退きで繰り上げ解散をしたため、双方の労働関係の終了をもたらし、臧全竜氏に相応の経済補償を支払わなければならない。補償年数は臧全竜氏の海嶠公司における勤務年数(99年6月2日から14年8月30日まで)で計算し、補償基準は労働関係終了前の臧全竜氏の月平均賃金5,000円で計算する」と認定した。

③馬紹丹氏 VS 東莞創盟電子有限公司の労働紛争上告案([2013]東二法虎民一初字第203号)

本案において、東莞市第二人民法院は、08年1月1日の「労働契約法」施行前の労働契約解除の経済補償は、粵勞社[2000]168号の「企業の非正常生産状況下での労働契約解除の経済補償金計算基数問題についての回答」に基づき、倒産閉鎖などで正常に生産経営できない企業が従業員と労働関係を解除する場合、経済補償金を支払うべきであり、入社日から起算する経済補償金の月賃金の基準は、企業所在地の前年度職員社会平均賃金の70%で計算し、かつ最低賃金基準を下回ってはならない。東莞市前年度職員社会平均賃金1,812元/月、最低賃金基準1,100元/月を参照し、原告の入社から07年12月31日までの経済補償金は、1268.4元/月の基準で計算すべきと認定した。

上述の事例により、東莞市の裁判所は企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金には労働者の08年1月1日以前の勤務年数を計算すべきであるが、労働者の入社から07年12月31日までの経済補償金の月賃金の基準は、企業所在地の前年度職員社会平均賃金の70%で計算する、という観点を持つことが分かる。

2. 08年1月1日以前の勤務年数を計算する必要がない～北京市、深圳市

①裘芸氏 VS 重機(中国)投資有限公司の労働紛争上告案([2014]二中民終字第06751号)

本案において、北京市の一審裁判所は、「労働契約法」97条に基づき、かつ『「労働法」の執行徹底の若干問題についての意見』(勞部発(1995)309号)38条では、「労働契約期限満了または当事者が約定した労働契約終了条件が発生した場合、労働契約が終了となり、使用者は労働者に経済補償金を支払わないことができる」と規定されており、双方が締結した無固定期限労働契約の39条に約定した労働終了条件である「営業許可証が取り消され、閉鎖され、抹消されたまたは甲が繰り上げ解散を決定した」という条件が発生したため、裘芸氏の05年10月11日より経済補償金を計算すべきとの要求には根拠がなく、裁判所は採用せず、経済補償金は08年1月1日より起算すると認定した。

ただし、本案の二審、北京市第二中級人民法院は、双方の労働関係が「労働契約法」施行前後にわたっているため「労働契約法」97条の過渡的な条項を適用する可能性があったが、双方が労働契約を締結した際、「労働契約法」が既に施行され、重機投資北京分公司は「労働契約法」の過渡的な条項を承知していたが、本人の会社での勤務年数で経済補償を計算すると裘芸氏と約定した。労働契約の約定が労働者の権益への保護に有利であれば、労働契約を優先的に適用し、労働者の企業での勤務年数で経済補償を計算すべきと認定し、一審裁判所の判決を修正した。

この事例では、労働契約に法律の規定より労働者に有利な規定があれば、企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償は「労働契約法」97条の過渡的な条項を適用できるという観点に分かる。一方で、労働契約に法律の規定より労働者に有利な規定がなければ、北京市の裁判所は企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金には労働者の08年1月1日以前の勤務年数を計算する必要がないという観点を持つことが明らかである。

②周立青氏 VS 世紀紙品(深圳)有限公司の労働紛争上告案([2015]深中法勞終字第 861 号)

本案において、深圳市中級人民法院は、現行の法律規定により使用者が繰り上げ解散を決定した場合、労働契約が終了となり、労働者に経済補償を支払わなければならない、支払期限は08年1月1日より計算するとした。これにより上告者の周立青氏による、世紀紙品会社に93年10月から07年12月の間の経済補償の支給を求めた上告請求は、法的根拠が不足し、法により却下すると認定された。

上述の事例により、「労働契約法」44条に基づき労働契約を終了する場合に、労働者に支払う経済補償金の勤務年数の計算について、中国各地域の裁判所は案件の審理においてそれぞれ異なる法的根拠を適用し、類似案件に対して異なる判決を下していたことが分かる。企業は繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償を計算する場合、法的リスクおよび雇用コストの両方を低減させるため、現行の有効な法令を遵守する以外に、現地の裁判所の判断基準も参考にすることがあると思われる。

二、計算基数について

「労働契約法」47条により、経済補償の計算基数である月賃金とは、労働者との労働契約を解除または終了する前12カ月の平均賃金を指し、労働者の月賃金が企業の所在地政府の公布した前年度職員月平均賃金の3倍を上回る場合には、前年度職員月平均賃金の3倍の金額を計算基数として経済補償金を支払い、かつこの場合に支払う経済補償の08年1月1日以後の計算年数は最高で12年を超えない。

また、「労働契約法实施条例」27条により、月賃金は、労働者が取得すべき賃金に基づき計算し、時給賃金または出来高賃金およびボーナス、手当および補助金等貨幣で支払う収入が含まれ、労働者との労働契約を解除または終了する前の12カ月の平均賃金が当地の最低賃金標準を下回る場合、当地の最低賃金標準に基づき計算し、労働者の勤務期間が12カ月未満の場合、実際の勤務月数に基づき平均賃金を計算する。



陳 偉雄
 広東広信君達法律事務所
 パートナー弁護士、日系企業部主管

中国広東省広州市生まれ。1990年中山大学法学部卒、広州市司法局での勤務を経て日本へ留学。2001年に成城大学法学研究科で博士号（民法）を取得するまでの9年間を日本で過ごし、その間東京の法律事務所に勤務。現在は地元広州において主に中国に進出中の日系企業に対して日本語で法律サービスを提供している。民商法、会社法、国際投資、国際貿易、知的財産権、労働争議の処理等を専門とし、民法（特に契約法）関連を得意分野とする。



【China】中国ビジネス法律講座 第 50 回

「《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈（一）」 についての解説

潘立冬、楊金海 協力弁護士グループ

はじめに

最高人民法院は「中華人民共和國物権法」（2007年10月1日施行。以下、「物権法」）の施行以降の裁判実践における難点および重点問題に照らし、16年2月22日、不動産の物権および登記、持分共有権利者の優先購入権、善意取得などの事項に関し、「《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する解釈（一）」（以下、「物権法解釈」）を公布し、同年3月1日より施行した。これにより、物件法は司法審判の実践活動を指導し、社会生活を確実に調整することに力を発揮し、財産権利および市場取引の安全をより保障するものとなった。本稿では物権法解釈の主な内容に関し、以下の通り解説する。

一、不動産登記の効力および真実の権利者の救済について

物権法第14条には、不動産物権の設定、変更、譲渡および消滅を法律の規定に基づき登記しなければならない場合、不動産登記簿に記載時より、効力が生じると定めている。第16条には、不動産登記簿は、物権の帰属と内容の根拠とすると定めている。

司法実践中、不動産契約は、既に効力が発揮しかつ買主が対価を支払った、または贈与協議書がすでに発効したが、さまざまな原因により即時に不動産登記手続きを行わず、不動産登記簿に登録された権利者と実際の権利者とが不一致であることがある。これにより不動産権利帰属紛争が生じ、当事者が不動産登記簿に記載された権利者にミスがあることを主張して民事訴訟を提起した場合、裁判所は往々にして上述の法律規定に依拠し、不動産登記簿上の権利者に準ずる、または当事者が別途行政訴訟を提起して紛争を解決するよう要求する旨の判決を下す。

不動産登記の効力と真実の物権帰属との関係を解決するため、物権法解釈第2条には、不動産登記簿上の登記と真実の権利状態とが一致していないこと、および自身が当該不動産物権の真実の権利者であることを証明する証拠を当事者が有している場合において、自身が物権を所有していることの確認を当該当事者が請求したときは、これを支持しなければならないと定めている。

つまり、法院が、不動産権利帰属紛争案を審理するとき、不動産登記簿に記載された内容を根拠とするのではなく、関連する証拠により事案の事実を

究明し、実際の状況に合致する判決を下す。同時に、当事者が同一の紛争に関し、行政訴訟と民事訴訟をそれぞれ提起する必要がある問題に関し、物権法解釈第1条は、「不動産物権の帰属、および不動産物権の登記の基礎となる売買、贈与、抵当等に起因して紛争が発生し、当事者が民事訴訟を提起した場合には、法により受理しなければならない。当事者が既に行政訴訟においてかかる民事紛争の一括解決を申し立てた場合、人民法院が一括審理することができる」としている。そのため、当事者が民事訴訟を提起するか、または行政訴訟を提起するかを問わず、民事法廷または行政法廷は、一括で審理する権利を有する。

二、不動産預告登記権利者の保護およびその例外状況

物権法第20条第1項に基づき、当事者が不動産の売買契約やその不動産物権の協議を締結した場合、物権の将来の実現を保障するために、約定に基づき、登記所へ預告登記を申請することができる。預告登記後、預告登記の権利者の同意を経ず、当該不動産を処分した場合、物権の効力は発生しない。

物権法解釈第4条は、「預告登記の権利者の同意を経ず、不動産所有権を移転した場合、または建設用地使用权、地役権、抵当権等その他の物権を設定した場合には、物権法第20条第1項の規定により、これについては物権の効力が発生しないと認定しなければならない」としている。

この規定に基づき、当事者が、不動産売買契約またはその不動産物権の協議を締結した後、既に預告登記手続きを行った場合、預告登記権利者

の同意を経ずに、不動産の所有権を移転する、または建設用地使用权、地役権、抵当権を設定するその他不動産権利処分する行為に関し、法院が当該紛争案を審査するときは、法に従い、物権効力が発生しないと認定する。これにより預告登記権利の保護および救済措置を強化する。

同時に、物権法解釈第5条は、預告登記権利者を保護しない例外的な状況を定めている。即ち、当事者の間に締結された不動産売買契約書が無効と認定され、取り消され、解除され、または預告登記された権利者が権利を放棄した、および不動産を登記できる日から3カ月以内に登記を申し出ない場合、預告登記が失効となり、当事者が当該不動産を処分する行為は、物権効力が発生し、預告登記権利者の権利は法律から保護を受けなくなる、とした。

三、持分共有者の優先購買権

物権法第101条では、「持分共有者は、その有する共有の不動産や動産の金額を譲渡することができる。その他共有者は同等の条件で、優先的に購入する権利を有する」としている。

物権法の共有者の優先購入権に関する規定が比較的簡潔なため、共有者が、優先購入権を行使できる範囲、適用条件およびプロセス等の判断基準を明確にすることを目的に、物権法解釈では関連事項に関し、下記のとおり具体的に定めた。

1、優先購入権の適用が排除されるケース

物権法解釈第9条、第13条には、下記の2種類の状況で、持分共有者の間に別段の約定がある場

合を除き、その他の持分共有者は優先購入権を享受しない、としている。

- (1) 共有持分の権利主体に、相続、遺贈等の原因により変化が発生した場合。
- (2) 持分共有者の間で共有持分を譲渡する場合。

2、優先購入権を行使する同等条件における認定基準

物権法解釈第 10 条に基づき、優先購入権を行使する「同等の条件」は、共有持分の譲渡価格、代金履行方式および期限等の要素を総合して確定しなければならない。物権法解釈第 12 条第二款第(一)項は、「持分共有者が優先購入権を主張するが、譲渡価格の減少、または代金支払い方式を変更し、またはその他譲渡者の負担等を増加する実質的な変更条件を提出した場合は、この優先購入権の請求を支持しない」と定めている。

上記の規定に基づき、持分共有者が、優先購入権を行使する場合、譲渡人に対し、譲渡価格、対価支払方式、支払期間およびその他の譲渡人の負担を増加する条件を設けてはならない。さもなければ、譲渡条件に関して実質的な変更を行ったと見なされ、優先購入権を失うこととなる。

3、優先購入権の行使期間

物権法解釈第 11 条には、優先購入権の行使期間を確立した。持分共有者の間に約定がある場合には約定に従って取り扱い、約定がない場合または約定が明らかでない場合には以下に掲げる状況に応じて確定する。

- (1) 譲渡人が他の持分共有者に発出した、同等の条件の内容を含む通知中に行使期間が明記されている場合には、当該期間を基準とする。
- (2) 通知に行使期間が明記されていない場合または明記された期間が通知の送達日から 15 日より短い場合には、15 日とする。
- (3) 譲渡人が通知していない場合には、最終的に確定した同等の条件を他の持分共有者が知り、または知るべきであった日から 15 日とする。
- (4) 譲渡人が通知しておらず、かつ、最終的に確定した同等の条件を他の持分共有者が知り、または知るべきであったかを確定することができない場合には、共有持分の権利帰属が移転した日から 6 カ月とする。

4、優先購入権に競争のある場合に適用する割合配布原則

物権法の解釈第 14 条に基づき、持分共有者が優先購入を主張し、かつ協議がととのわない場合において、譲渡時点における各自の持分比率に応じて優先購入権を行使する。

四、物件の善意取得制度について

物権法第 106 条には、善意取得制度を定めている。処分する権利がない前提で、譲受人が善意で所有権または物件を取得できる3つの条件は、(1)譲受人が主観上、善意である、(2)譲受価格が合理的である、(3)譲受人が、実際に譲渡物権を取得または既に変更登記手続きを完了したこと、である。

司法実践において、善意取得制度の適用にはさまざまな意見が存在することから、物権法解釈は物権の帰属を明確にし、取引の安全を保護するため、善意取得制度の重要事項および紛争のある問題に関し、詳しく定めた。

1、譲受人が善意取得と認定される基本原則およびその立証責任

物権法解釈第 15 条には、譲受人が不動産または動産を譲り受けた時点において、譲渡人に処分権がないことを知らず、かつ、重大な過失がない場合には、譲受人は善意であると認定しなければならない。真実の権利者が、譲受人が善意を構成しないと主張する場合には、挙証・立証責任を負わなければならない。

2、譲渡人に処分権がないことを知っていた場合

物権法第 16 条には、下記に掲げる状況のいずれかに該当した場合、譲受人は譲渡人に処分権がないことを知っていたと認定され、善意に物権を取得することはできない。

- (1) 登記簿に有効な異議登記が存在するとき。
- (2) 予告登記の有効期間内に予告登記の権利の同意を経していないとき。
- (3) 司法機関または行政機関が封印またはその他の形式による不動産権利の制限を法により裁定または決定していることに関する事項が登記簿に既に記載されているとき。
- (4) 登記簿に記載された権利主体に誤りがあることを譲受人が知っていたとき。

- (5) 他人が既に法により不動産物権を所有していることを譲受人が知っていたとき。

3、譲受人に重大な過失がある場合

物権法解釈第 16 条および第 17 条に基づき、不動産取引において、譲渡人に処分権がないことを不動産の譲受人が知るべきであったと証明する証拠を真実の権利者が有している場合には、譲受人に重大な過失があると認定しなければならない。動産の取引において、譲受人が動産を譲り受ける場合、取引の対象、場所または時期等が取引慣行に適合しないときは、譲受人に重大な過失があると認定しなければならない。譲受人に前述の重大な過失のある場合、善意取得を構成せず、不動産または動産の物権を取得できない。

4、合理的な価格における認定

物権法解釈第 19 条に基づき、法院が関連紛争を審議する場合、譲渡目的物の性質、数量および支払方式等の具体的な状況に基づき、譲渡時点における取引地の市場価格および取引慣行などの要素を参照して総合的に認定しなければならない。

5、善意取得を構成するか否かを認定する時点

物権法解釈第 18 条は、善意を認定する時点は、不動産物権の移転登記または動産の引渡しを法により完了した時点をいう、と定めている。船舶、航空機および自動車等の引き渡しについては、物権法解釈第 20 条の規定に基づき、譲渡人が、船舶、航空機および自動車等の特別動産を譲受人に引き渡した場合（動産登記変更手続きを行わなくても）、譲受人が既に実際に占有した、または権利者に変更された時点とみなされる。

五、まとめ

物権法解釈は、物権法の実践で発生した多数の難点、問題および重要事項を踏まえ、不動産物権の帰属が事実可依拠する原則に従うことを明確にし、法院は、不動産登記の権利外見のみを法的判断を下すに当たっての唯一の根拠としてはならないと示唆している。また、持分所有制度における優先購入権に関し、明確な手順保障を提供している。さらに、善意取得制度を全面的に細分化し、法院が関連紛争事案の不動産権利帰属を審議するにあたり明確な認定規則を提供した。物権法解釈の関連規定は、当事者の物権紛争の解決、権利者の財産権および取引安全の保護において、重要な指導作用および法的実践意義を有すると思われる。



潘 立冬

パートナー弁護士

ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員
中山大学大学院法学研究科修了、米国セントルイスワシントン大学ロースクール修了、1998年中国にて弁護士登録、2004年米国ニューヨーク州弁護士資格取得。
会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁及び訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。



楊 金海

弁護士



中山大学法学科修了。労働法関連業務を得意分野とし、外資系企業の労働契約書、社内管理文書・就業規則の制定、競業避止契約・秘密保持契約の制定、労働紛争・ストライキの処理、労働仲裁・訴訟においても豊富な経験を有している。また、外商投資、会社設立、M&A、会社清算、商業紛争等に関連した仲裁及び訴訟等に対する法律サービスに数多く従事。



【アジア経済情報】

タイ

～景気は 2016 年に減速、17 年に小幅加速～

小林 公司、中村 拓真 みずほ総合研究所

15 年4Q の成長率は低下

15 年4Q(10～12 月期)の実質 GDP 成長率は前期比年率+3.2%で、3Q の同+4.0%から2四半期ぶりに低下した(図表1)。財貨・サービス輸出は前期比年率▲1.0%と4四半期連続で減少し、純輸出の成長率寄与度は▲1.3%PT と2四半期連続のマイナスだった。

個人消費は、前期比年率▲0.3%と1年ぶりに減少した。年末には、期間限定で買い物代金の一定額を所得課税から控除する消費刺激策が打たれ、1月からの物品税率改正を前に一部車種の駆け込み購入がみられたにもかかわらず、消費は減少を回避できなかった。また、在庫投資の成長率寄与度は▲5.4%PT と2四半期ぶりのマイナスだった。

一方、総固定資本形成は前期比年率+33.4%

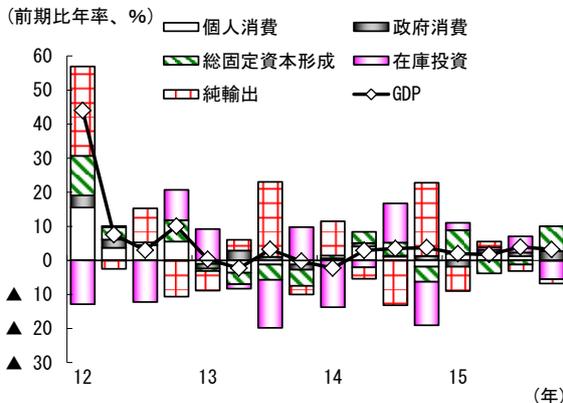
と急増した。公共投資は昨秋以降の短期景気刺激策の効果で2四半期連続して増加し、民間投資は商用車の駆け込み需要などから3四半期ぶりに増加した。また、政府消費も前期比年率+18.7%と高い伸びを示した。

経済指標は弱い動き

16 年に入り、1月の民間消費指数は前月比▲1.6%、輸出数量指数は同▲2.9%とそれぞれ落ち込み、民間投資指数は同横ばいにとどまった。同月の消費者物価指数(CPI)も前年比▲0.5%で、13 カ月連続のマイナスだった(図表2)。原油安を背景とするエネルギー価格の下落が主因である。

パーツの対米ドルレートは、年初に世界的なリスクオフモードの中で下落したが、米利上げペースの後退観測が広がると持ち直しに転じ、2月初めには4カ月ぶりの水準まで上昇した。その後、政

図表1 実質 GDP 成長率



(注)在庫投資は GDP から他の需要項目の合計を減じた値。
(資料)タイ国家経済社会開発委員会よりみずほ総合研究所作成

図表2 消費者物価指数・政策金利



(注)物価は前年比。
(資料)タイ商務省、タイ中央銀行よりみずほ総合研究所作成

府高官のパーツ高警戒発言を契機に介入観測が強まり、パーツの持ち直しは一服した(図表3)。

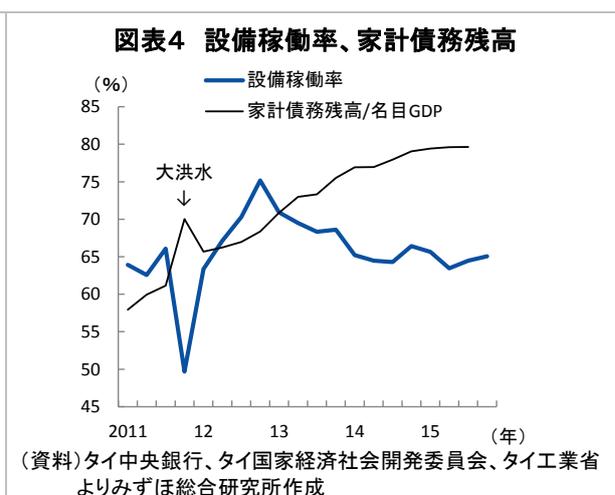
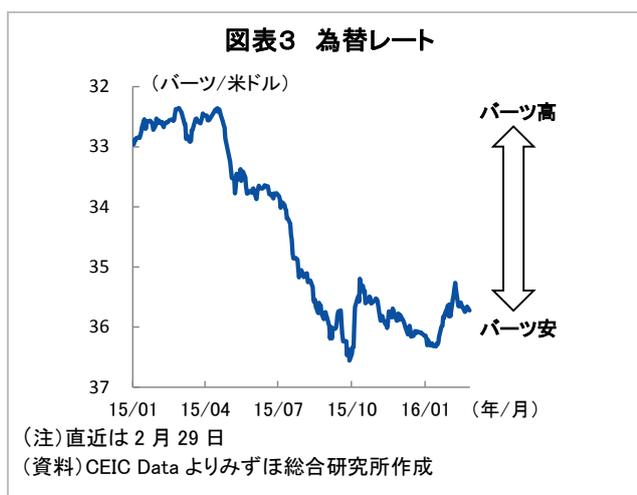
タイ中央銀行(BOT)は、2月3日の金融政策決定会合で、政策金利を1.5%に据え置くことを全会一致で決めた。声明では、現状のスタンスを緩和的と説明しつつ、今後の追加緩和余地を残しておくためにも据え置きが適当とされた。景気が下振れる場合には、利下げが実施される可能性がある。

16年の景気は減速、17年は小幅加速

16年の景気は減速が予想される。米国と中国の景気が伸び悩むと想定され、輸出は引き続き低迷しよう。輸出関連を中心に設備投資も振るわないとみられる。消費については、水不足等の影

響で就業者の4割を占める農業従事者の所得が落ち込んでおり、雨期に入る年央までは停滞が続くと考えられる。一方、大型の交通インフラ整備事業が年内に本格化する計画であり、それが景気の落ち込みを一定程度は緩和するだろう。

17年は、米国経済が回復する見通しであることから、輸出を中心に景気は持ち直すと予想される。もっとも、エレクトロニクス産業がスマートフォンとタブレットPC普及への対応に遅れるなど、輸出を抑制する構造要因は残る。また、設備稼働率が低く、家計債務は積み上がっていることから(図表4)、民間の投資と消費の回復も抑制されるだろう。以上より、16年の成長率は+2.5%、17年は+2.7%と予測される。



【注目点:新憲法の草案を発表も、民政移管が予定通りに進むかは不透明】

タイの憲法起草委員会は1月29日、新憲法の草案を発表した。前回草案は、政党よりも軍部に有利な内容を批判されて廃案となり、今回が2回目の草案策定となる。もっとも、前回の草案で批判された項目をみると、小党乱立につながる比例代表制の議席拡充や、軍人など非議員による首相就任の容認といった案は踏襲された。非常時に政治介入できる軍中心の委員会を設置する項目は、今回案では削除されたものの、軍部寄りといわれる憲法裁判所に同様の権限を認める項目が盛り込まれ、実態的には前回草案から変わっていない。

今後、7月31日に新憲法草案の賛否を問う国民投票が実施される。可決されれば8月に新憲法が施行され、新憲法に基づく選挙関連法案の制定後、プラユット首相は17年7月に総選挙を実施するとしている。ただし、今回の草案も軍の影響力が強く残り、政党の力が抑制されるとの批判が多いため、国民投票で草案が可決されるかは不透明である。否決の場合には、民政移管の総選挙が予定よりも遅れることが懸念される。

Back Issues

2015年10月発行 第46号

- ・ 華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・ 深汕特別合作区～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・ Malaysia: GST 導入後の状況
- ・ Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・ India:インドの税制 [55] インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・ China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・ Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・ Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)

2015年11月発行 第47号

- ・ 新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・ 事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・ India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・ Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・ Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・ Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・ China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [48] 『広告法(2015年改正)』の施行による外資企業への影響

2015年12月発行 第48号

- ・ ラオス～ランドリンクで生きるプラスワン戦略の未来～
- ・ 中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・ India:インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・ Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・ Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・ Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・ China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

2016年1/2月発行 第49号

- ・ 2015年下期為替市場の回顧と16年の見通し
- ・ 香港の賃金動向～2015年の回顧と16年の展望
- ・ India:インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート
- ・ Vietnam: EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討
- ・ Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点

- ・ Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・ Indonesia:インドネシアの外国人雇用に関する新規制(規則16号と35号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・ China:中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正

2016年3月発行 第50号

- ・ TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・ 金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・ Thailand:タイの2015～16年 法令・制度改正の動向
- ・ Vietnam :TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・ India:インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・ Philippines:フィリピンでの法人設立
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・ Hong Kong:香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

2016年4月発行 第51号

- ・ 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・ India:インドビジネス最新情報 [19] 2016年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・ Vietnam:ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・ Taiwan:台湾における統一発票の種類と発行時期
- ・ Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・ China:上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・ China:中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

2016年5月発行 第52号

- ・ 中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・ 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・ Philippines:フィリピンの外資規制
- ・ Vietnam:ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・ India:インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・ Malaysia:マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・ Singapore:シンガポール 2016年度予算案
- ・ China:解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・ Taiwan:台湾における会社設立のステップと留意事項

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。